

(愛媛県報令和5年12月26日第472号外1 別記1)

燧灘における区画漁業及び共同漁業に係る 海区漁場計画の内容

1 免許番号 燧共第1号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 四国中央市川之江町地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカEの7直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、四国中央市川之江港東防波堤突端と同港西防波堤突端とを結んだ線以内の区域、Eキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサシの6直線以内の区域及びスセ、セソ及びソタの3直線以内の区域を除く。

基点 A 愛媛県と香川県との最大高潮時海岸線における境界

B 四国中央市川之江町余木竜宮鼻

C 四国中央市川之江町東部埋立地南側付根

D 四国中央市川之江町東防波堤（通称白灯台防波堤）付根

E 四国中央市川之江町1087の4城山三角点（東経133度34分2秒56、北緯34度0分46秒80）から267度30分160メートルの点

点 ア Aから香川県伊吹島赤崎見通し900メートルの点

イ Aから271度900メートルの点

ウ Bから316度900メートルの点

エ Cから316度900メートルの点

オ Dから298度900メートルの点

カ Eから316度900メートルの点

キ Eから316度468メートルの点

ク キから28度934メートルの点

ケ クから118度205メートルの点

コ ケから208度300メートルの点

サ コから118度230メートルの点

シ サから28度145メートルの点

ス 四国中央市川之江町1087の4城山三角点（東経133度34分2秒56、北緯34度0分46秒80）から45度1,620メートルの標識

セ スから319度30分583メートルの点

ソ セから25度547メートルの点

タ ソから116度554メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、あさり漁業、ばかがい漁業、おおのがい漁業、はまぐり漁業、あかがい漁業、あわび漁業、とりがい漁業、かき漁業、さざえ漁業、あかにし漁業、たいらぎ漁業、つめたがい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

あさり漁業 〃

ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで

おおのがい漁業 1月1日から12月31日まで

はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで

あかがい漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで
 とりがい漁業 1月1日から12月31日まで
 かき漁業 〃
 さざえ漁業 〃
 あかにし漁業 〃
 たいらぎ漁業 〃
 つめたがい漁業 〃
 たこ漁業 〃
 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
 えむし漁業 1月1日から12月31日まで
 しゃこ漁業 〃
 雑魚小型定置漁業 〃
 雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区

四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻鳥町

2 免許番号 燧共第2号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 四国中央市川之江町地先

イ 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 四国中央市川之江町余木65番地(有)東久水産の北角

点 ア Aから317度1,300メートルの点

イ Aから321度3,500メートルの点

ウ Aから327度3,500メートルの点

エ Aから331度1,300メートルの点

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業(雑魚小型定置漁業)

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区

四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻鳥町

3 免許番号 燧共第3号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 四国中央市川之江町余木崎地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市川之江町二名漁港西側防波堤突端

点 ア Aから6度150メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業(つきいそ漁業)

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区

四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻鳥町

4 免許番号 燧共第4号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 四国中央市川之江町余木崎地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市川之江町余木竜宮山頂

点 ア Aから339度150メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区

四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻鳥町

5 免許番号 燧共第5号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 四国中央市川之江町地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市川之江町浜地区臨海埋立西端角

点 ア Aから316度400メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区

四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻鳥町

6 免許番号 燧共第6号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 四国中央市中之庄町地先

イ 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域。

基点 A 四国中央市井関川新金子橋左岸橋台北東角

B 四国中央市大谷川河口右岸端

C 四国中央市寒川町東部埋立東側護岸付根

D Cから埋立護岸沿い北へ158メートルの標識

E 四国中央市中之庄町埋立護岸西北角

F Eから護岸沿い東へ502メートルの標識

点 ア Bから325度20分428メートルの点

イ Fから286度30分38メートルの点

ウ Aから310度709メートルの点

エ Aから310度984メートルの点

オ Bから325度20分900メートルの点

カ Dから香川県円上島中央見通し728メートルの点

キ Dから香川県円上島中央見通し232メートルの点

ク Bから325度20分357メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、あさり漁業、ばかがい漁業、おおのがい漁業、はまぐり漁業、あかがい漁業、とりがい漁業、かき漁業、さぞえ漁業、みるくい漁業、たいらぎ漁業、まてがい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

あさり漁業 〃

ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで

おおのがい漁業 1月1日から12月31日まで

はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで

あかがい漁業 1月1日から12月31日まで

とりがい漁業 〃

かき漁業 〃

さぞえ漁業 〃

みるくい漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

まてがい漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

えむし漁業 1月1日から12月31日まで

しゃこ漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区

四国中央市三島中央、三島宮川、三島金子、三島朝日、村松町、中之庄町及び具定町

7 免許番号 燧共第7号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 四国中央市寒川町地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、CD、DE、Eエ、エオ及びオカの5直線以内の区域及びAキ、キク及びクケの3直線と四国中央市寒川町の最大高潮時海岸線における境界で囲まれた区域を除く。

基点 A 四国中央市寒川町寒川東部埋立地東側護岸付根から護岸沿い北へ158メートルの標識

B 四国中央市寒川町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界

C 四国中央市寒川町西浜埋立東側岸壁付根

D 四国中央市寒川港西防波堤付根

E 四国中央市寒川港西防波堤標柱

点 ア Aから香川県円上島中央見通し756メートルの点

イ Dから香川県円上島中央見通し900メートルの点

ウ Bから香川県円上島東端見通し900メートルの点

エ Eから343度33分320メートルの点

- オ エから264度840メートルの点
- カ オから181度410メートルの点
- キ Aから香川県円上島中央見通し260メートルの点
- ク キから237度20分658メートルの点
- ケ クから189度30分258メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、あさり漁業、ばかがい漁業、はまぐり漁業、あかがい漁業、いがい漁業、とりがい漁業、かき漁業、さざえ漁業、みるくい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

あさり漁業 //

ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで

はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで

あかがい漁業 1月1日から12月31日まで

いがい漁業 //

とりがい漁業 //

かき漁業 //

さざえ漁業 //

みるくい漁業 //

たこ漁業 //

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

えむし漁業 1月1日から12月31日まで

しゃこ漁業 //

雑魚建網漁業 //

オ 関係地区 四国中央市寒川町

8 免許番号 燧共第8号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 四国中央市豊岡町地先

イ 漁場の区域

Aから香川県円上島東端見通し線とBから岡山県大飛島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から900メートル以内の区域

基点 A 四国中央市寒川町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界の標識

B 四国中央市豊岡町と同市土居町との最大高潮時海岸線における境界

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、あさり漁業、ばかがい漁業、おおのがい漁業、はまぐり漁業、あかがい漁業、とりがい漁業、かき漁業、さざえ漁業、みるくい漁業、たいらぎ漁業、まてがい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

あさり漁業 〃
 ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで
 おおのがい漁業 1月1日から12月31日まで
 はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで
 あかがい漁業 1月1日から12月31日まで
 とりがい漁業 〃
 かき漁業 〃
 さざえ漁業 〃
 みるくい漁業 〃
 たいらぎ漁業 〃
 まてがい漁業 〃
 たこ漁業 〃
 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
 えむし漁業 1月1日から12月31日まで
 しゃこ漁業 〃
 雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 四国中央市豊岡町

9 免許番号 燧共第9号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 四国中央市中之庄町地先

イ 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域

基点 A 四国中央市大谷川河口右岸端

B 四国中央市寒川町東部埋立東側護岸付根

C Bから埋立護岸沿い北へ158メートルの標識

D 四国中央市中之庄町埋立護岸西北角

E Dから護岸沿い東へ502メートルの標識

F Eから護岸沿い東へ138メートルの標識

点 ア Aから325度20分428メートルの点

イ Eから286度30分38メートルの点

ウ Fから香川県円上島中央見通し27メートルの点

エ Fから香川県円上島中央見通し1,142メートルの点

オ Cから香川県円上島中央見通し1,528メートルの点

カ Cから香川県円上島中央見通し232メートルの点

キ Aから325度20分357メートルの点

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区

四国中央市三島中央、三島宮川、三島金子、三島朝日、村松町、中之庄町及び具定町

10 免許番号 燧共第10号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 四国中央市寒川町地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径100メートルの区域
基点 A 四国中央市寒川町寒川東部埋立地護岸北東角
点 ア Aから真方位317度1,147メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 四国中央市寒川町

11 免許番号 燧共第11号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 四国中央市寒川町黒岩地先
- イ 漁場の区域
Cア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とBC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 A 四国中央市寒川町西浜埋立地東北端岸壁より西へ361メートルの標識
B 四国中央市寒川町西谷川尻左岸
C 四国中央市寒川町3852番地1の標柱
点 ア Cから1度410メートルの点
イ アから84度440メートルの点
ウ Aから広島県宇治島東端見通し2,944メートルの点
エ Bから広島県宇治島東端見通し3,400メートルの点
- ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 四国中央市寒川町

12 免許番号 燧共第12号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 四国中央市豊岡町地先
- イ 漁場の区域
Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 A 四国中央市寒川町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界の標識
B 四国中央市豊岡町と同市土居町との最大高潮時海岸線における境界
点 ア Aから香川県円上島東端見通し3,500メートルの点
イ Bから岡山県大飛島西端見通し3,500メートルの点
- ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 四国中央市豊岡町

13 免許番号 燧共第13号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 四国中央市土居町地先
- イ 漁場の区域

Aから岡山県大飛島西端見通し線とBから越智郡上島町江ノ島島頂見通し線との間の最大高潮時海岸線から900メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界

B 四国中央市土居町と新居浜市との最大高潮時海岸線における境界

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、おごのり漁業、あかがい漁業、あさり漁業、えむし漁業、おおのがい漁業、かき漁業、しゃこ漁業、たいらぎ漁業、たこ漁業、とりがい漁業、ばかがい漁業、はまぐり漁業、まてがい漁業、みるくい漁業及びなまこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚建干網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

おごのり漁業 〃

あかがい漁業 〃

あさり漁業 〃

えむし漁業 〃

おおのがい漁業 〃

かき漁業 〃

しゃこ漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

たこ漁業 〃

とりがい漁業 〃

ばかがい漁業 〃

はまぐり漁業 〃

まてがい漁業 〃

みるくい漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚建干網漁業 〃

オ 関係地区 四国中央市土居町

14 免許番号 燧共第14号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 四国中央市土居町地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキFの8直線とAF間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 四国中央市土居町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界

B 四国中央市土居町津根と同町藤原との最大高潮時海岸線における境界

C 四国中央市土居町藤原と同町蕪崎との最大高潮時海岸線における境界

D 四国中央市土居町蕪崎と同町天満との最大高潮時海岸線における境界

E 四国中央市土居町天満仏崎鼻

F 四国中央市土居町と新居浜市との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから岡山県大飛島西端見通し3,350メートルの点

- イ Aから香川県円上島西端見通し3,650メートルの点
- ウ Bから岡山県六島西端見通し3,400メートルの点
- エ Cから香川県股島東端見通し3,400メートルの点
- オ Dから香川県股島西端見通し3,400メートルの点
- カ Eから越智郡上島町江ノ島東端見通し2,600メートルの点
- キ Fから越智郡上島町江ノ島中央見通し3,800メートルの点
- ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 四国中央市土居町

15 免許番号 燧共第15号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 四国中央市土居町藤原地先
 - イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径100メートル以内の区域
 - 基点 A 四国中央市土居町藤原海岸龍宮
 - 点 ア Aから339度1,100メートルの点
 - ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 四国中央市土居町

16 免許番号 燧共第16号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先
 - イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径100メートル以内の区域
 - 基点 A 四国中央市土居町蕪崎と同町天満との最大高潮時海岸線における境界
 - 点 ア Aから香川県円上島西端見通し3,500メートルの点
 - ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 四国中央市土居町

17 免許番号 燧共第17号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先
 - イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径100メートル以内の区域
 - 基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻
 - 点 ア Aから56度1,570メートルの点
 - ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 四国中央市土居町

18 免許番号 燧共第18号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径100メートル以内の区域
基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻
点 ア Aから香川県円上島西端見通し3,500メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 四国中央市土居町

19 免許番号 燧共第19号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径100メートル以内の区域
基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻
点 ア Aから広島県走島西端見通し3,000メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 四国中央市土居町

20 免許番号 燧共第20号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径100メートル以内の区域
基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻
点 ア Aから27度415メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 四国中央市土居町

21 免許番号 燧共第21号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径100メートル以内の区域
基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻
点 ア Aから286度1,520メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 四国中央市土居町

22 免許番号 燧共第22号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 新居浜市大島及び多喜浜地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とBA間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ及びケカの4直線により囲まれた区域を除く。

基点 A 四国中央市と新居浜市との最大高潮時海岸線における境界

B 新居浜市黒島唐猫鼻の西通称赤磯

C 新居浜市多喜浜将基角

点 ア Aから越智郡上島町江ノ島中央見通し4,300メートルの点

イ Cから越智郡上島町魚島西端見通し2,400メートルの点

ウ Cから越智郡上島町魚島西端見通し1,440メートルの点

エ Cから8度1,630メートルの点

オ Cから9度1,630メートルの点

カ 新居浜市旧多喜浜塩業埋立地北東角

キ カから新居浜市旧多喜浜塩業埋立地東南護岸延長線上南へ324メートルの点

ク キから新居浜市旧多喜浜塩業埋立地南護岸の平行線上東へ190メートルの点

ケ カから新居浜市旧多喜浜塩業埋立地北護岸の延長線上東へ50メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、あかがい漁業、あさり漁業、あわび漁業、えむし漁業、おおのがい漁業、さざえ漁業、たいらぎ漁業、たこ漁業、つめたがい漁業、とりがい漁業、ばかがい漁業、ひじき漁業、みるくい漁業、わかめ漁業及びなまこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業、雑魚建網漁業及び雑魚建干網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

あかがい漁業 〃

あさり漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

えむし漁業 1月1日から12月31日まで

おおのがい漁業 〃

さざえ漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

たこ漁業 〃

つめたがい漁業 〃

とりがい漁業 〃

ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで

ひじき漁業 1月1日から12月31日まで

みるくい漁業 〃

わかめ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚建網漁業 〃

雑魚建干網漁業 〃

オ 関係地区 新居浜市大島地区及び多喜浜地区

23 免許番号 燧共第23号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 新居浜市大島松ノ鼻地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 新居浜市大島松ノ鼻

点 ア Aから越智郡上島町魚島東端見通し900メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 新居浜市大島地区及び多喜浜地区

24 免許番号 燧共第24号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 新居浜市大島鯨の鼻地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 新居浜市大島虎崎

点 ア Aから越智郡上島町魚島西端見通し900メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 新居浜市大島地区及び多喜浜地区

25 免許番号 燧共第25号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 新居浜市大島竹ノ浦地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 新居浜市大島竹ノ浦鼻

点 ア Aから新居浜市垣生白石鼻見通し900メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 新居浜市大島地区及び多喜浜地区

26 免許番号 燧共第26号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 新居浜市垣生地先

イ 漁場の区域

Bア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とDB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 新居浜市多喜浜将基角

B 新居浜市垣生白子鼻

- C 新居浜市垣生白石鼻
- D 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界
- 点 ア Aから越智郡上島町魚島西端見通し1,440メートルの点
- イ Aから越智郡上島町魚島西端見通し2,400メートルの点
- ウ Cから越智郡上島町高井神島東端見通し1,000メートルの点
- エ Dから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点
- ウ 漁業の種類
 - 第1種共同漁業（あおさ漁業、あかがい漁業、あかにし漁業、あさり漁業、あわび漁業、えむし漁業、おおのがい漁業、おごのり漁業、さざえ漁業、たいらぎ漁業、たこ漁業、つめたがい漁業、とりがい漁業、ばかがい漁業、みるくい漁業、わかめ漁業、てんぐさ漁業及びなまこ漁業）
- エ 漁業時期
 - あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
 - あかがい漁業 〃
 - あかにし漁業 〃
 - あさり漁業 〃
 - あわび漁業 1月1日から10月31日まで
 - えむし漁業 1月1日から12月31日まで
 - おおのがい漁業 〃
 - おごのり漁業 〃
 - さざえ漁業 〃
 - たいらぎ漁業 〃
 - たこ漁業 〃
 - つめたがい漁業 〃
 - とりがい漁業 〃
 - ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで
 - みるくい漁業 1月1日から12月31日まで
 - わかめ漁業 〃
 - てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
 - なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- オ 関係地区 新居浜市垣生地区

27 免許番号 燧共第27号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 新居浜市垣生地先
- イ 漁場の区域
 - Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とBC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点
 - A 新居浜市多喜浜将基角
 - B 新居浜市垣生白子鼻
 - C 新居浜市垣生白石鼻
- 点
 - ア Aから越智郡上島町魚島西端見通し1,440メートルの点
 - イ Aから越智郡上島町魚島西端見通し2,400メートルの点

- ウ Cから越智郡上島町高井神島東端見通し1,000メートルの点
- ウ 漁業の種類
第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業、雑魚建網漁業及び雑魚建干網漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 新居浜市大島地区、多喜浜地区及び垣生地区

28 免許番号 燧共第28号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 新居浜市垣生地先
- イ 漁場の区域
Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 A 新居浜市垣生白石鼻
B 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界
点 ア Aから越智郡上島町高井神島東端見通し1,000メートルの点
イ Bから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点
- ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 新居浜市垣生地区

29 免許番号 燧共第29号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 新居浜市地先
- イ 漁場の区域
Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、別記記載の区域を除く。
基点 A 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界
B 新居浜市と西条市との境界の標識
点 ア Aから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点
イ Bから今治市宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点

別記

- ア 昭和36年3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地先及び新居浜港防波堤内）
- イ 仏崎埋立免許区域
- ウ 昭和38年4月27日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区域）
- エ 昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域
- オ 昭和47年7月26日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先）

カ 昭和57年7月26日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜市磯浦地先海面（愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発電所埋立「と号」との間））

キ 昭和59年5月29日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の漁業補償区域

ク 平成3年6月27日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域及び平成4年2月14日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域

ケ 平成9年12月20日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域

コ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域

サ 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の区域

アA、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線と陸岸とによって囲まれた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端

B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端

点 ア Aから336度102メートルの点

イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目813-4東北綱取りドルフィン突端

ウ Aから304度513メートルの点

エ Aから308度535メートルの点

オ Aから318度424メートルの点

カ Bから349度416メートルの点

キ Bから111度141メートルの点

ク Bから南へ護岸延長線上100メートルの点

シ 平成18年2月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか3組合が締結した契約書記載の補償区域、Aから50度の線とBから311度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びCから309度の線とDから309度の線との間の最大高潮時海岸線から33メートル以内の区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根

B Aから西側の護岸沿い800メートルの点

C 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸西北端

D 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸東北端

ス 平成23年7月25日付けで住友重機械工業株式会社ほか1社と新居浜漁業協同組合ほか2組合が締結した確認書の確認事項1第5条に記載の区域及び確認事項2第5条記載の区域

Bイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの5直線とBD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸の北端

- B Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸沿いに380メートルの点
- C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端
- D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端
- 点 ア Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸の延長線上20メートルの点
- イ Bから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対し直角20メートルの点
- ウ アを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸に対する平行線とイを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対する平行線との交点
- エ Cから南側護岸の延長線上105メートルの点
- オ Dから護岸の延長線上113メートルの点
- セ 平成23年7月25日付けで住友化学株式会社ほか2社と新居浜漁業協同組合ほか2組合が締結した契約書記載の補償区域
- Aから311度の線とBから218度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコイの9直線によって囲まれた区域
- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤の内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点
- B 住友化学株式会社愛媛工場惣開町5番1号の護岸南西端から西側の護岸沿い210メートルの点
- C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端
- D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端
- E 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角
- F 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角
- 点 ア Cから北側護岸の延長線上113メートルの点
- イ アから216度30分146メートルの点
- ウ Dから南側護岸の延長線上105メートルの点
- エ Eを基準とし、Fより内角175度132.3メートルの点
- オ Eを基準とし、Fより内角64度50分258メートルの点
- カ Eを基準とし、Fより内角92度233.3メートルの点
- キ Eを基準とし、Fより内角91度513.8メートルの点
- ク Eを基準とし、Fより内角110度10分547メートルの点
- ケ Eを基準とし、Fより内角164度201.2メートルの点
- コ Eを基準とし、Fより内角171度10分372メートルの点
- ソ 平成30年2月8日付けで住友化学株式会社と新居浜漁業協同組合ほか2組合が締結した契約書記載の補償区域アイを結ぶ最大高潮時海岸線から100メートルの線とアウ、ウエ、エイの3直線で囲まれた区域
- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点

- B 新居浜市西端島西端より南護岸沿い300メートルの点
- 点 ア 基点Aから225度10分44秒279.552メートルの点
- イ 基点Bから247度5分9秒104.813メートルの点
- ウ 基点Aから292度29分8秒479.864メートルの点
- エ 基点Bから318度54分38秒853.398メートルの点

タ 令和4年11月10日付けで住友重機械工業株式会社ほか3社と愛媛県漁業協同組合新居浜支所ほか2支所が締結した契約書記載の補償区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サス、スセ、セソ、ソタ及びタアの15直線で囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点

- B 新居浜市西端島西端より南護岸沿い300メートルの点
- C 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角
- D 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角
- E 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端
- F Eから東へ護岸線上120メートルの点
- G Eから西へ護岸線上590メートルの点
- 点 ア 基点Bから318度54分38秒853.398メートルの点
- イ 基点Bから247度5分9秒104.813メートルの点
- ウ 基点Cを基準とし、基点Dより内角171度10分距離372メートルの点
- エ 基点Cを基準とし、基点Dより内角164度距離201.2メートルの点
- オ 基点Cを基準とし、基点Dより内角110度10分距離547メートルの点
- カ 基点Cを基準とし、基点Dより内角91度距離513.8メートルの点
- キ 基点Cを基準とし、基点Dより内角92度距離233.3メートルの点
- ク 基点Cを基準とし、基点Dより内角64度50分距離258メートルの点
- ケ 基点Fから3度940メートルの点
- コ 基点Eから359度1,095メートルの点
- サ 基点Eから355度2,325メートルの点
- シ 基点Gから4度2,385メートルの点
- ス サシを結ぶ直線上のシからサへ7.83メートルの点
- セ サシを結ぶ線に垂直でスより北側へ7.8メートルの点
- ソ サシを結ぶ線に垂直でシより北側へ7.8メートルの点
- タ シソを結ぶ直線延長線上のシから243メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ばかがい漁業、あさり漁業、まてがい漁業、はまぐり漁業、おおのがい漁業、つめたがい漁業、たいらぎ漁業、みるくい漁業、たこ漁業、えむし漁業及びなまこ漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
 ばかがい漁業 〃
 あさり漁業 〃
 まてがい漁業 〃
 はまぐり漁業 〃

おおのがい漁業 〃
 つめたがい漁業 〃
 たいらぎ漁業 〃
 みるくい漁業 〃
 たこ漁業 〃
 えむし漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

オ 関係地区 新居浜市新居浜地区

30 免許番号 燧共第30号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 新居浜市及び西条市地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエHの5直線とAH間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、DEを結んだ直線及びFGを結んだ直線以南の区域並びに別記記載の区域を除く。

基点 A 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界

B 新居浜市御代島ビワ崎鼻

C 新居浜市と西条市との境界の標識

D 西条市古川加茂川右岸標識1号

E 西条市禎瑞加茂川左岸表層波根標識2号

F 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号

G 西条市氷見甲中山川左岸標識4号

H 西条市氷見戊と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点

イ Bから今治市宮窪町美濃島東端見通し1,000メートルの点

ウ Cから今治市宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点

エ Hから今治市宮窪町梶島中央見通し1,800メートルの点

別記

ア 昭和36年3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地先及び新居浜港防波堤内）

イ 仏崎埋立免許区域

ウ 昭和38年4月27日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区域）

エ 昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコアの10直線に囲まれた区域

基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端

B Aから西へ354度20メートルの点

- C Aから東へ護岸線上120メートルの点
- 点 ア Bから354度20メートルの点
- イ Bから354度730メートルの点
- ウ Bから22度835メートルの点
- エ Bから4度2,385メートルの点
- オ Aから355度2,325メートルの点
- カ Aから359度1,095メートルの点
- キ Cから19度830メートルの点
- ク Cから28度635メートルの点
- ケ Cから354度520メートルの点
- コ Cから354度20メートルの点

オ 昭和47年7月26日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先）

カ 昭和57年7月26日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜市磯浦地先海面（愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発電所埋立「と号」との間））

キ 昭和59年5月29日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の漁業補償区域

Iオ及びオJの2直線以内の区域

- 基点 I 住友化学工業株式会社愛媛工場西浜第二工区埋立地西側護岸南端
- J 新居浜市惣開町乙31番22号（住友重機械工業株式会社新居浜製造所所有地）

点 オ Iから西側護岸延長線上125メートルの点

ク 昭和49年12月30日付けで西条市と西条漁業協同組合ほか4組合が締結した「漁業補償契約書」記載の補償区域及び昭和59年6月2日付けで西条市と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の区域

Kカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ及びチLの13直線以内の区域

- 基点 K 西条市船屋住友金属鉱山埋立地護岸東端
- L 西条市西条港西防波堤突端

- 点 カ Kから349度50メートルの点
- キ カから259度2,248メートルの点
- ク キから349度550メートルの点
- ケ クから308度15分376メートルの点
- コ ケから351度15分1,292メートルの点
- サ コから253度200メートルの点
- シ サから171度1,272メートルの点
- ス シから208度45分260メートルの点
- セ スから253度30分2,500メートルの点
- ソ セから333度30分238メートルの点
- タ ソから244度200メートルの点

チ タから154度652メートルの点

ケ 平成3年6月27日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市磯浦町乙609-13北面地先）

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線とオカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコオの6直線によって囲まれた区域並びにサシを結ぶ直線上のサからシへ7.83メートルの点とサを結ぶ線分を一辺とし、サシを結ぶ直線に垂直でサより北側へ7.8メートル延長した線分を一辺とする長方形に囲まれた区域

- 基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端
B Aから西へ護岸線上590メートルの点
C Aから東へ護岸線上120メートルの点
D Aから東へ護岸線上600メートルの点
- 点 ア Bから14度775メートルの点
イ Bから4度30分1,050メートルの点
ウ Bから14度30分1,100メートルの点
エ Bから22度835メートルの点
オ Cから3度940メートルの点
カ Dから7度845メートルの点
キ Dから13度600メートルの点
ク Dから359度528メートルの点
ケ Cから28度635メートルの点
コ Cから19度830メートルの点
サ Bから4度2,385メートルの点
シ Aから355度2,325メートルの点

コ 平成4年2月14日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市菊本町1丁目813-4及び同町2丁目817-9地先海面）

Aア、アB、BC及びDEの4直線と陸岸とに囲まれた区域で栈橋（6,600㎡）を除いた区域

- 基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町2丁目817-9の護岸西北端
B 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町1丁目813-4の東北綱とりドルフィン突端
C 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町1丁目813-4の護岸東北端
D Cから南へ護岸延長線上376メートルの点
E Aから南へ護岸延長線上196メートルの点

点 ア Aから336度102メートルの点

サ 平成9年12月20日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市磯浦町乙366-20北西海面）

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線に囲まれた区域

- 基点 A 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角
B 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角
- 点 ア Aを基準とし、Bより内角135度28.3メートルの点

- イ Aを基準とし、Bより内角175度132.3メートルの点
- ウ Aを基準とし、Bより内角64度50分258メートルの点
- エ Aを基準とし、Bより内角64度30分171.4メートルの点
- オ Bを基準とし、Aより内角252度10分21メートルの点

シ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市惣開町5番1号の地先及び同市惣開町5番2号の地先に囲まれた区域）

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線と陸岸とに囲まれた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市惣開町5番1号の護岸西南端

B Aから護岸沿いに北へ210メートルの標識

点 ア 住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜市惣開町5番2号の護岸北西端から護岸の延長線上113メートルの点

イ アから216度30分146メートルの点

ウ Bから218度148メートルの点

ス 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の区域

アA、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線と陸岸とによって囲まれた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端

B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端

点 ア Aから336度102メートルの点

イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目813-4東北綱取りドルフィン突端

ウ Aから304度513メートルの点

エ Aから308度535メートルの点

オ Aから318度424メートルの点

カ Bから349度416メートルの点

キ Bから111度141メートルの点

ク Bから南へ護岸延長線上100メートルの点

セ 平成18年2月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか3組合が締結した契約書記載の補償区域

Aから50度の線とBから311度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びCから309度の線とDから309度の線との間の最大高潮時海岸線から33メートル以内の区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根

B Aから西側の護岸沿い800メートルの点

C 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸西北端

D 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸東北端

ソ 平成23年7月25日付けで住友重機械工業株式会社ほか1社と新居浜漁業協同組合ほか2組合が締結した確認書の確認事項1第5条に記載の区域及び確認事項2第5条記載の区域

Bイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの5直線とBD間の最大高潮時海岸線とに

よって囲まれた区域

- 基点 A 住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸の北端
- B Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸沿いに380メートルの点
- C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端
- D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端
- 点 ア Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸の延長線上20メートルの点
- イ Bから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対し直角20メートルの点
- ウ アを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸に対する平行線とイを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対する平行線との交点
- エ Cから南側護岸の延長線上105メートルの点
- オ Dから護岸の延長線上113メートルの点

タ 平成23年7月25日付けで住友化学株式会社ほか2社と新居浜漁業協同組合ほか2組合が締結した契約書記載の補償区域

Aから311度の線とBから218度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコイの9直線によって囲まれた区域

- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤の内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点
- B 住友化学株式会社愛媛工場惣開町5番1号の護岸南西端から西側の護岸沿い210メートルの点
- C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端
- D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端
- E 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角
- F 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角
- 点 ア Cから北側護岸の延長線上113メートルの点
- イ アから216度30分146メートルの点
- ウ Dから南側護岸の延長線上105メートルの点
- エ Eを基準とし、Fより内角175度132.3メートルの点
- オ Eを基準とし、Fより内角64度50分258メートルの点
- カ Eを基準とし、Fより内角92度233.3メートルの点
- キ Eを基準とし、Fより内角91度513.8メートルの点
- ク Eを基準とし、Fより内角110度10分547メートルの点
- ケ Eを基準とし、Fより内角164度201.2メートルの点
- コ Eを基準とし、Fより内角171度10分372メートルの点

チ 平成25年7月26日付けで愛媛県と西条市ひうち漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の補償区域及び平成25年7月30日付けで愛媛県と西条市漁業協

同組合が締結した漁業補償契約書記載の補償区域①②、②③、③④、④⑤、⑤⑥、⑥⑦、⑦⑧、⑧⑨、⑨⑩、⑩⑪、⑪⑫及び⑫①の12直線によって囲まれた区域

基点 A 株式会社今治造船西条工場西条市ひうち字西ひうち7番16号の岸壁北東端

- 点 ① Aから真方位48度28分33.372秒の方向810.027メートルの点
② ①から真方位218度15分00秒の方向0.600メートルの点
③ ②から真方位128度15分00秒の方向17.600メートルの点
④ ③から真方位38度15分00秒の方向27.500メートルの点
⑤ ④から真方位308度15分00秒の方向17.600メートルの点
⑥ ⑤から真方位218度15分00秒の方向0.400メートルの点
⑦ ⑥から真方位308度15分00秒の方向478.000メートルの点
⑧ ⑦から真方位38度15分00秒の方向0.400メートルの点
⑨ ⑧から真方位308度15分00秒の方向17.600メートルの点
⑩ ⑨から真方位218度15分00秒の方向27.500メートルの点
⑪ ⑩から真方位128度15分00秒の方向17.600メートルの点
⑫ ⑪から真方位38度15分00秒の方向0.600メートルの点

ツ 平成30年2月8日付けで住友化学株式会社と新居浜漁業協同組合ほか2組合が締結した契約書記載の補償区域

アイを結ぶ最大高潮時海岸線から100メートルの線とアカ、カオ、オイの3直線で囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点

B 新居浜市西端島西端より南護岸沿い300メートルの点

- 点 ア 基点Aから225度10分44秒、279.552メートルの点
イ 基点Bから247度5分9秒、104.813メートルの点
オ 基点Bから320度11分45秒、1,047.264メートルの点
カ 基点Aから306度44分43秒、806.737メートルの点

テ 令和4年11月10日付けで住友重機械工業株式会社ほか3社と愛媛県漁業協同組合新居浜支所ほか2支所が締結した契約書記載の補償区域
補償区域

(1) 新居浜市惣開町5番1号の地先 (I 海域)

(2) 新居浜市惣開町5番1号の地先 (II 海域)

(I 海域) 区域 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サス、スセ、セソ、ソタ及びタアの15直線で囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点

B 新居浜市西端島西端より南護岸沿い300メートルの点

C 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角

D 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

E 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端

F Eから東へ護岸線上120メートルの点

G Eから西へ護岸線上590メートルの点

- 点 ア 基点Bから318度54分38秒853.398メートルの点
 - イ 基点Bから247度5分9秒104.813メートルの点
 - ウ 基点Cを基準とし、基点Dより内角171度10分距離372メートルの点
 - エ 基点Cを基準とし、基点Dより内角164度距離201.2メートルの点
 - オ 基点Cを基準とし、基点Dより内角110度10分距離547メートルの点
 - カ 基点Cを基準とし、基点Dより内角91度距離513.8メートルの点
 - キ 基点Cを基準とし、基点Dより内角92度距離233.3メートルの点
 - ク 基点Cを基準とし、基点Dより内角64度50分距離258メートルの点
 - ケ 基点Fから3度940メートルの点
 - コ 基点Eから359度1,095メートルの点
 - サ 基点Eから355度2,325メートルの点
 - シ 基点Gから4度2,385メートルの点
 - ス サシを結ぶ直線上のシからサへ7.83メートルの点
 - セ サシを結ぶ線に垂直でスより北側へ7.8メートルの点
 - ソ サシを結ぶ線に垂直でシより北側へ7.8メートルの点
 - タ シソを結ぶ直線延長線上のシから243メートルの点
- (Ⅱ 海域) 区域アタ、タト、トナ、ナツ、ツテ及びテアの6直線で囲まれた区域

- ア 基点Bから318度54分38秒853.398メートルの点
- サ 基点Eから355度2,325メートルの点
- シ 基点Gから4度2,385メートルの点
- ソ サシを結ぶ線に垂直でシより北側へ7.8メートルの点
- タ シソを結ぶ直線延長線上のシから243メートルの点
- チ 基点Aから292度29分8秒479.864メートルの点
- ツ 基点Aから306度44分43秒806.737メートルの点
- テ 基点Bから320度11分45秒1,047.264メートルの点
- ト シソを結ぶ直線延長線上のシから425メートルの点
- ナ チツを結ぶ直線延長線上のチから598メートルの点

ウ 漁業の種類

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業、雑魚建網漁業、雑魚建干網漁業及び雑魚張切網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 新居浜市新居浜地区並びに西条市西条地区、ひうち地区及び禎瑞地区

31 免許番号 燧共第31号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西条市地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ及びイFの3直線とAF間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、仏崎埋立免許区域、昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域、昭和49年12月30日付けで西条市と西条漁業協同組合ほか4組合が締結した漁業補償契約書記載の補償区域、昭和59年6月2日付けで西

条市と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した漁業補償契約書記載の区域、平成25年7月26日付けで愛媛県と西条市ひうち漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の区域及び平成25年7月30日付けで愛媛県と西条市漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の区域並びにBCを結んだ直線及びDEを結んだ直線以南の区域を除く。

- 基点 A 西条市と新居浜市との境界の標識
B 西条市古川加茂川右岸標識1号
C 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号
D 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号
E 西条市氷見甲中山川左岸標識4号
F 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界の標識
点 ア Aから今治市宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点
イ Fから今治市宮窪町梶島中央見通し1,800メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、あおのり漁業、おごのり漁業、あさり漁業、あわび漁業、ばかがい漁業、まてがい漁業、はまぐり漁業、あかがい漁業、おおのがい漁業、つめたがい漁業、みるくい漁業、たいらぎ漁業、かき漁業、たこ漁業、なまこ漁業及びえむし漁業）

エ 漁業時期

- あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
あおのり漁業 〃
おごのり漁業 〃
あさり漁業 〃
あわび漁業 1月1日から10月31日まで
ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで
まてがい漁業 1月1日から12月31日まで
はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで
あかがい漁業 1月1日から12月31日まで
おおのがい漁業 〃
つめたがい漁業 〃
みるくい漁業 〃
たいらぎ漁業 〃
かき漁業 〃
たこ漁業 〃
なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
えむし漁業 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 西条市西条地区、ひうち地区及び禎瑞地区

32 免許番号 燧共第32号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西条市地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 西条市西ひうち（2号地）専用護岸東端の海上保安部水路測量標から護岸沿

い西へ500メートルの標識

- 点 ア Aから今治市小平市島東端見通し1,200メートルの点
ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 西条市西条地区、ひうち地区及び禎瑞地区

33 免許番号 燧共第33号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西条市壬生川地先

イ 漁場の区域

AB、Bア、アイ、イウ及びウCの5直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西条市壬生川港西防波堤（1号突堤）西側付根

B 西条市壬生川港西防波堤（2号突堤）東端西側

C 西条市壬生川と同市河原津との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Bから315度60メートルの点

イ アから45度900メートルの点

ウ Cから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおのり漁業、あおさ漁業、かき漁業、あさり漁業、まてがい漁業、おおのがい漁業、つめたがい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、えむし漁業、しゃこ漁業、あかがい漁業、たいらぎ漁業、みるくい漁業、ばかがい漁業及びはまぐり漁業）

エ 漁業時期

あおのり漁業 1月1日から12月31日まで

あおさ漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

まてがい漁業 〃

おおのがい漁業 〃

つめたがい漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

えむし漁業 1月1日から12月31日まで

しゃこ漁業 〃

あかがい漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

みるくい漁業 〃

ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで

はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで

オ 関係地区 西条市壬生川地区、河原津地区及び吉井地区

34 免許番号 燧共第34号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西条市壬生川地先

イ 漁場の区域

AB、Bア、アイ、イウ及びウCの5直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西条市壬生川港西防波堤（1号突堤）西側付根

B 西条市壬生川港西防波堤（2号突堤）東端西側

C 西条市壬生川と市河原津との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Bから315度60メートルの点

イ アから45度90メートルの点

ウ Cから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点

ウ 漁業の種類

第2種共同漁業（雑魚建網漁業、雑魚建干網漁業及び雑魚張切網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 西条市壬生川地区及び吉井地区

35 免許番号 燧共第35号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西条市河原津地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ及びオカ間の護岸から17.1メートルの区域を除く。

基点 A 西条市壬生川と市河原津との最大高潮時海岸線における境界

B 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界

C 西条市河原津漁港北防波堤付根北側

D 西条市河原津漁港南防波堤付根南側

点 ア Aから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点

イ Bから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点

ウ Cから護岸沿い北に100メートルの点

エ Cから護岸沿い北に315メートルの点

オ Dから護岸沿い南に100メートルの点

カ Dから護岸沿い南に435メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおのり漁業、あおさ漁業、かき漁業、あさり漁業、まてがい漁業、おおのがい漁業、つめたがい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、えむし漁業、しゃこ漁業、あかがい漁業、たいらぎ漁業、みるくい漁業、ばかがい漁業及びはまぐり漁業）

エ 漁業時期

あおのり漁業 1月1日から12月31日まで

あおさ漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

まてがい漁業 〃

おおのがい漁業 〃

つめたがい漁業 〃

- たこ漁業 〃
- なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- えむし漁業 1月1日から12月31日まで
- しゃこ漁業 〃
- あかがい漁業 〃
- たいらぎ漁業 〃
- みるくい漁業 〃
- ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで
- はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで
- オ 関係地区 西条市壬生川地区、河原津地区及び吉井地区

36 免許番号 燧共第36号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西条市河原津地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ及びオカ間の護岸から17.1メートルの区域を除く。

基点 A 西条市壬生川と西条市河原津との最大高潮時海岸線における境界

B 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界

C 西条市河原津漁港北防波堤付根北側

D 西条市河原津漁港南防波堤付根南側

点 ア Aから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点

イ Bから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点

ウ Cから護岸沿い北に100メートルの点

エ Cから護岸沿い北に315メートルの点

オ Dから護岸沿い南に100メートルの点

カ Dから護岸沿い南に435メートルの点

ウ 漁業の種類

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業、雑魚建網漁業及び雑魚建干網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 西条市河原津地区及び吉井地区

37 免許番号 燧共第37号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西条市河原津地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 西条市三芳永納山頂から四国電力株式会社西条火力発電所東端見通し線と最大高潮時海岸線との交点

点 ア Aから四国電力株式会社西条火力発電所東端見通し140メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 西条市河原津地区及び吉井地区

38 免許番号 燧共第38号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市桜井地先

イ 漁場の区域

Aから香川県伊吹島中央見通し線とBから同島中央見通し線との間の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

基点 A 今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市桜井メバル磯

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、あさり漁業、ばかがい漁業、みるくい漁業、たいらぎ漁業、たこ漁業、なまこ漁業及びえむし漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

あさり漁業 〃

ばかがい漁業 〃

みるくい漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

えむし漁業 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 今治市桜井地区

カ 条件

西条市河原津地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。

39 免許番号 燧共第39号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市桜井地先

イ 漁場の区域

Aから香川県伊吹島中央見通し線とBから同島中央見通し線との間の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

基点 A 今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市桜井メバル磯

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 今治市桜井地区及び西条市河原津地区

40 免許番号 燧共第40号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市桜井及び古国分地先

イ 漁場の区域

Aから香川県伊吹島中央見通し線とBから今治市比岐島西端見通し線との間の最大高潮

時海岸線から800メートル以内の区域

基点 A 今治市桜井メバル磯

B 今治市桜井暗古樋の石柱

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、かき漁業、あさり漁業、ばかがい漁業、たいらぎ漁業、みるくい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業、雑魚建網漁業及び雑魚建干網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

ばかがい漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

みるくい漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

えむし漁業 1月1日から12月31日まで

しゃこ漁業 〃

雑魚小型定置漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

雑魚建干網漁業 〃

オ 関係地区 今治市桜井地区

41 免許番号 燧共第41号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市桜井白壁岩地先

イ 漁場の区域 今治市桜井白壁岩の最大高潮時海岸線から200メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、さざえ業業、たいらぎ漁業、みるくい漁業、たこ漁業、なまこ漁業及びうに漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

さざえ業業 〃

たいらぎ漁業 〃

みるくい漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

- うに漁業 1月1日から12月31日まで
- 雑魚小型定置漁業 〃
- 雑魚建網漁業 〃
- オ 関係地区 今治市桜井地区

42 免許番号 燧共第42号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市平市島地先
- イ 漁場の区域
今治市平市島及び小平市島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域
- ウ 漁業の種類
第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、かき漁業、さざえ漁業、たいらぎ漁業、みるくい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）
第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）
- エ 漁業時期
あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
ひじき漁業 〃
わかめ漁業 〃
かき漁業 〃
さざえ漁業 〃
たいらぎ漁業 〃
みるくい漁業 〃
たこ漁業 〃
なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
うに漁業 1月1日から12月31日まで
えむし漁業 〃
しゃこ漁業 〃
雑魚小型定置漁業 〃
雑魚建網漁業 〃
- オ 関係地区 今治市桜井地区

43 免許番号 燧共第43号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市あしか磯地先
- イ 漁場の区域 今治市小比岐島沖あしか磯を中心として半径500メートル以内の区域
- ウ 漁業の種類
第1種共同漁業（ひじき漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、あらめ漁業、くろめ漁業、あかがい漁業、あさり漁業、かき漁業、たいらぎ漁業、とりがい漁業、ばかがい漁業、みるくい漁業、さざえ漁業、あわび漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）
第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）
- エ 漁業時期
ひじき漁業 1月1日から12月31日まで
わかめ漁業 〃

いぎす漁業	〃
あらめ漁業	〃
くろめ漁業	〃
あかがい漁業	〃
あさり漁業	〃
かき漁業	〃
たいらぎ漁業	〃
とりがい漁業	〃
ばかがい漁業	〃
みるくい漁業	〃
さごえ漁業	〃
あわび漁業	〃
たこ漁業	〃
なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
えむし漁業	〃
雑魚建網漁業	〃
雑魚小型定置漁業	〃
オ 関係地区	今治市今治地区

44 免許番号 燧共第44号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市比岐島地先

イ 漁場の区域

今治市比岐島、小比岐島及びハチ島の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、あらめ漁業、くろめ漁業、あかがい漁業、あさり漁業、かき漁業、たいらぎ漁業、とりがい漁業、ばかがい漁業、みるくい漁業、さごえ漁業、あわび漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

わかめ漁業 〃

いぎす漁業 〃

あらめ漁業 〃

くろめ漁業 〃

あかがい漁業 〃

あさり漁業 〃

かき漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

とりがい漁業 〃

- ばかがい漁業 〃
- みるくい漁業 〃
- さざえ漁業 〃
- あわび漁業 〃
- たこ漁業 〃
- なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- うに漁業 1月1日から12月31日まで
- えむし漁業 〃
- しゃこ漁業 〃
- 雑魚建網漁業 〃
- 雑魚小型定置漁業 〃
- オ 関係地区 今治市今治地区

45 免許番号 燧共第45号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市桜井、古国分、東村及び喜田村地先

イ 漁場の区域

Aから今治市比岐島西端見通し線とCア、アイの2直線及びイから51度の線との間の最大高潮時海岸線から600メートルの区域

基点 A 今治市桜井暗古樋の石柱

B 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界

C Bから147度873メートルの点（富田海岸パラペット上の標識）

点 ア Cから51度332メートルの点

イ アから141度4メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、あかがい漁業、あわび漁業、さざえ漁業、たいらぎ漁業、とりがい漁業、みるくい漁業、かき漁業、あさり漁業、ばかがい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、えむし漁業、しゃこ漁業及びうに漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

わかめ漁業 〃

いぎす漁業 〃

あかがい漁業 〃

あわび漁業 〃

さざえ漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

とりがい漁業 〃

みるくい漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

ばかがい漁業 〃

たこ漁業 〃

- なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- えむし漁業 1月1日から12月31日まで
- しゃこ漁業 〃
- うに漁業 〃
- オ 関係地区 今治市今治地区及び桜井地区

46 免許番号 燧共第46号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市桜井、古国分、東村及び喜田村地先
- イ 漁場の区域
 - Aから今治市比岐島西端見通し線とCア、アイ、イウ、ウエ及びエカの5直線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域
 - 基点 A 今治市桜井暗古樋の石柱
 - B 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界
 - C Bから147度873メートルの点（富田海岸パラペット上の標識）
 - 点 ア Cから51度332メートルの点
 - イ アから141度4メートルの点
 - ウ イから51度313メートルの点
 - エ オから148度30分123メートルの点
 - オ Bから今治市宮窪町四阪島美濃島西端見通し線700メートルの点
 - カ イウの延長線上最大高潮時海岸線から700メートルの点
- ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業、雑魚建干網漁業及び雑魚小型定置漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市今治地区及び桜井地区

47 免許番号 燧共第47号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市地先
- イ 漁場の区域
 - Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し線とBから同市吉海町長瀬鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートルの区域。ただし、Eア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサAの12直線と最大高潮時海岸線との間の区域、CDを結んだ直線と最大高潮時海岸線との間の区域及びAから今治市宮窪町美濃島西端見通し線とシから60度見通し線の間を除く。
 - 基点 A 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界
 - B 今治市大新田町1丁目3番地60地内の石柱（旧高松下）
 - C 今治市今治港東防波堤突端西角
 - D 今治市今治港北防波堤北側付根北東角
 - E 今治市天保山2丁目1番地1協和飼料棧橋南側から護岸沿い南に50メートルの点
 - 点 ア Eから48度90メートルの点
 - イ アから138度40メートルの点
 - ウ イから127度393メートルの点

- エ ウから103度165メートルの点
- オ エから145度107メートルの点
- カ オから51度200メートルの点
- キ 今治市新港湾蔵敷防波堤北端
- ク カから130度350メートルの点
- ケ クから161度410メートルの点
- コ ケから261度59メートルの点
- サ コから167度750メートルの点
- シ Aから20度236メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、あらめ漁業、くろめ漁業、さざえ漁業、あさり漁業、ばかがい漁業、あわび漁業、たいらぎ漁業、あかがい漁業、かき漁業、とりがい漁業、みるくい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

わかめ漁業 〃

いぎす漁業 〃

あらめ漁業 〃

くろめ漁業 〃

さざえ漁業 〃

あさり漁業 〃

ばかがい漁業 〃

あわび漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

あかがい漁業 〃

かき漁業 〃

とりがい漁業 〃

みるくい漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

しゃこ漁業 〃

オ 関係地区 今治市今治地区

48 免許番号 燧共第48号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市地先

イ 漁場の区域

Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し線とBから同市吉海町長瀬鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域。ただし、Eア、アイ、イウ、ウエ、エオ、

オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサAの12直線と最大高潮時海岸線との間の区域、CDを結んだ直線と最大高潮時海岸線との間の区域及びAから今治市宮窪町美濃島西端見通し線とシから60度見通し線の間を除く。

- 基点 A 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界
B 今治市大新田町1丁目3番地60地内の石柱（旧高松下）
C 今治市今治港東防波堤突端西角
D 今治市今治港北防波堤中央突端
E 今治市天保山2丁目1番地1協和飼料棧橋南側から護岸沿い南に50メートルの点

- 点 ア Eから48度90メートルの点
イ アから138度40メートルの点
ウ イから127度393メートルの点
エ ウから103度165メートルの点
オ エから145度107メートルの点
カ オから51度200メートルの点
キ 今治市新港湾蔵敷防波堤北端
ク カから130度350メートルの点
ケ クから161度410メートルの点
コ ケから261度59メートルの点
サ コから167度750メートルの点
シ Aから20度236メートルの点

- ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚建干網漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 今治市今治地区

49 免許番号 燧共第49号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市大浜地先
イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とAD間の最大高潮時海岸線とに囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ及びケカの4直線によって囲まれた区域（平成2年7月27日付けで、本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域）及びオDと今治造船1号船渠と2号岸壁に囲まれた区域を除き、且つ、たこ漁業及び雑魚建網漁業については、今治市小浦防波堤突端と同市波止浜と同市波方町との最大高潮時海岸線における境界とを結んだ線以内の港内を除く。

- 基点 A 今治市大新田町1丁目3番地60地内の石柱（旧高松下）
B 今治市大浜指手鼻
C 今治市大浜水晶鼻
D 今治市小浦町と同市波止浜との最大高潮時海岸線における境界
E 今治市砂場町地先海士瀬灯台灯標
- 点 ア Aから今治市吉海町長瀬鼻見通し700メートルの点
イ Bから今治市馬島州の崎見通し400メートルの点
ウ Bから今治市小島東端見通し350メートルの点

- エ Cから今治市来島東端見通し180メートルの点
- オ Dから今治市関前大下島西端見通し270メートルの点
- カ Eから325度20分205メートルの点
- キ カから245度39メートルの点
- ク キから335度79メートルの点
- ケ クから65度39メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、あさり漁業、さざえ漁業、いがい漁業、まてがい漁業、あわび漁業、みるくい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

- あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
- ひじき漁業 〃
- てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで
- わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
- いぎす漁業 〃
- あさり漁業 〃
- さざえ漁業 〃
- いがい漁業 〃
- まてがい漁業 〃
- あわび漁業 〃
- みるくい漁業 〃
- たこ漁業 〃
- なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- うに漁業 1月1日から12月31日まで
- えむし漁業 〃
- 雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 今治市大浜地区

50 免許番号 燧共第50号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市波止浜及び同市小島地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キE及びEFの9直線とAF間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、たこ漁業及び雑魚建網漁業については今治市小浦防波堤突端と同市波止浜と同市波方町との最大高潮時海岸線における境界とを結んだ直線以内の区域を除く。

- 基点 A 今治市小浦町と同市波止浜との最大高潮時海岸線における境界
- B 今治市大浜近見水晶鼻
- C 今治市大浜近見指手鼻
- D 今治市馬島洲ノ崎
- E 今治市小島の北方白石ノ磯（白岩）

- F 今治市波方町動仙鼻
- 点 ア Aから今治市関前大下島西端見通し270メートルの点
 イ Bから今治市来島東端見通し180メートルの点
 ウ Cから今治市小島東端見通し350メートルの点
 エ Dから257度500メートルの点
 オ Dから今治市大三島町日向泊見通し400メートルの点
 カ Dから今治市大三島町日向泊見通し1,800メートルの点
 キ Eから今治市吉海町津島灯台見通し1,600メートルの点
- ウ 漁業の種類
 第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、さざえ漁業、あさり漁業、いがい漁業、まてがい漁業、あわび漁業、みるくい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）
 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）
- エ 漁業時期
- | | |
|--------|----------------|
| あおさ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| ひじき漁業 | 〃 |
| てんぐさ漁業 | 5月1日から10月31日まで |
| わかめ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| いぎす漁業 | 〃 |
| さざえ漁業 | 〃 |
| あさり漁業 | 〃 |
| いがい漁業 | 〃 |
| まてがい漁業 | 〃 |
| あわび漁業 | 〃 |
| みるくい漁業 | 〃 |
| たこ漁業 | 〃 |
| なまこ漁業 | 6月1日から翌3月31日まで |
| うに漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| えむし漁業 | 〃 |
| 雑魚建網漁業 | 〃 |
- オ 関係地区 今治市来島地区

51 免許番号 燧共第51号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市小島地先
- イ 漁場の区域
 今治市小島二ツ岩灯台を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市来島地区

52 免許番号 燧共第52号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市小島地先

イ 漁場の区域

今治市小島ビワ首の標識を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 今治市来島地区

53 免許番号 燧共第53号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市小島地先

イ 漁場の区域

今治市小島高谷イカリノ鼻を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 今治市来島地区

54 免許番号 燧共第54号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市小島地先

イ 漁場の区域

今治市小島木ノ谷鼻を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 今治市来島地区

55 免許番号 燧共第55号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市小島地先

イ 漁場の区域

今治市小島東島尻鼻から今治市吉海町大突間島アカサキ鼻見通し250メートルの点を中心として半径150メートル以内の区域

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 今治市来島地区

56 免許番号 燧共第56号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市小島北方地先

- イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径150メートル以内の区域
 - 基点 A 今治市小島西島尻鼻
 - 点 ア Aから今治市波方町白石ノ磯（白岩）見通し550メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市来島地区及び大浜地区

57 免許番号 燧共第57号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市波方町地先

イ 漁場の区域

Aから今治市小島北方白石の磯（白岩）見通し線とBから広島県斎島東北端見通し線との間の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、Cア及びアDの2直線と波方港北防波堤以内の区域、Eイ、イウ、ウエ及びエオの4直線以内の区域及びFカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサシの7直線以内の区域を除く。

基点 A 今治市波方町動仙鼻

B 今治市波方町錨掛鼻

C 今治市波方町波方甲2264番地38東角標識（宮の下物揚場）

D 今治市波方町波方甲2622番地17の東角から波方港北防波堤突端の方向へ防波堤に沿って139メートルの標識

E 今治市波方町宮崎字番所乙330番地1の標識（北緯34度07分16秒、東経132度57分33秒）

F 今治市波方町波方甲1614番地3の標識（北緯34度07分16秒、東経132度57分33秒）

点 ア Cから20度155メートルの点

イ Eから0度146メートルの点

ウ イから259度123メートルの点

エ ウから273度1,251メートルの点

オ エから197度259メートルの点（今治市波方町宮崎字番所乙206番地の標識）

カ Fから32度55メートルの点

キ カから122度80メートルの点

ク キから32度70メートルの点

ケ クから122度90メートルの点

コ ケから32度35メートルの点

サ コから122度252メートルの点

シ サから186度173メートルの点（今治市波方町波方甲1609番地12地先の標識）

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、さざえ漁業、あさり漁業、いがい漁業、まてがい漁業、あわび漁業、かき漁業、みるくい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
ひじき漁業	〃
てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
いぎす漁業	〃
さざえ漁業	〃
あさり漁業	〃
いがい漁業	〃
まてがい漁業	〃
あわび漁業	〃
かき漁業	〃
みるくい漁業	〃
たこ漁業	〃
なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
えむし漁業	〃
雑魚建網漁業	〃
雑魚小型定置漁業	〃
オ 関係地区	今治市波方町

58 免許番号 燧共第58号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市波方町地先

イ 漁場の区域

AB、BA、AI、IU、UE、EO及びOGの7直線とAG間の最大高潮時海岸線から500メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点
- A 今治市波方町動仙鼻
 - B 今治市小島北方白石ノ磯（白岩）
 - C 今治市吉海町津島灯台
 - D 今治市波方町江戸廻岩
 - E 今治市波方町森上鼻
 - F 今治市波方町ナブト鼻
 - G 今治市波方町錨掛鼻

点 ア BからC見通し1,600メートルの点

イ Cから広島県大崎下島沖友上鼻見通し線とDから今治市大三島町三ッ子島見通し線との交点

ウ Cから広島県大崎下島沖友上鼻見通し線とFから今治市関前大下島アゴノ鼻見通し線との交点

エ Eから広島県斎島北東端見通し線と今治市関前観音崎から同市大西町怪島島頂見通し線との交点

オ Gから広島県斎島北東端見通し線と今治市関前観音崎から同市大西町怪島島頂見通し線との交点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（てんぐさ漁業、さざえ漁業、いがい漁業、なまこ漁業、うに漁業及びたこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

いがい漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

たこ漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 今治市波方町及び来島地区

59 免許番号 燧共第59号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市波方町弘法の泉地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市波方町波方字水先甲2844番地1地先の弘法の泉

点 ア Aから今治市吉海町津島南端見通し220メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 今治市来島地区及び波方町小部地区

カ 条件

今治地区、大浜地区、関前地区及び渦浦地区（馬島を含む）において組合員行使権を有する者が流釣漁業を営むことを拒んではならない。

60 免許番号 燧共第60号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市波方町大角鼻地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市波方町大角鼻

点 ア Aから今治市吉海町津島久志ノ鼻見通し1,100メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 今治市来島地区及び波方町小部地区

カ 条件

今治地区、大浜地区、関前地区及び渦浦地区（馬島を含む）において組合員行使権を有する者が流釣漁業を営むことを拒んではならない。

61 免許番号 燧共第61号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市波方町大角鼻地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 A 今治市波方町大角鼻
点 ア Aから今治市吉海町津島一ノ瀬鼻見通し90メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市来島地区及び波方町小部地区
- カ 条件
今治地区、大浜地区、関前地区及び渦浦地区（馬島を含む）において組合員行使権を有する者が流釣漁業を営むことを拒んではならない。

62 免許番号 燧共第62号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市波方町地先
- イ 漁場の区域
Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 A 今治市波方町錨掛鼻
B 今治市波方町と同市大西町との最大高潮時海岸線における境界
点 ア Aから広島県齋島北東端見通し線と今治市関前観音崎から同市大西町怪島島頂見通し線との交点
イ Aから今治市大西町八幡山山頂見通し1,000メートルの点
ウ Aから今治市大西町八幡山山頂見通し線とBから松山市小安居島北端見通し線との交点
- ウ 漁業の種類
第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、かき漁業、あさり漁業、いがい漁業、たいらぎ漁業、さざえ漁業、あわび漁業、みるくい漁業、えむし漁業、うに漁業、たこ漁業及びなまこ漁業）
第2種共同漁業（雑魚建網漁業、雑魚小型定置漁業及び雑魚建干網漁業）
- エ 漁業時期

あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
ひじき漁業	〃
てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
いぎす漁業	〃
かき漁業	〃
あさり漁業	〃
いがい漁業	〃
たいらぎ漁業	〃
さざえ漁業	〃
あわび漁業	〃
みるくい漁業	〃

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

雑魚小型定置漁業 〃

雑魚建干網漁業 〃

オ 関係地区 今治市波方町小部地区及び同市大西町

カ 条件

今治市大西町諏訪鼻北端から今治市波方町錨掛鼻南端見通し線と今治市大西町八幡山頂上から今治市波方町錨掛鼻南端見通し線との間の最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の区域については、今治市菊間町亀岡地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。

64 免許番号 燧共第64号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市菊間町地先

イ 漁場の区域

Aから今治市波方町錨掛鼻見通し線とBから松山市白石（二ツ石）西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の区域

基点 A 今治市大西町別府八幡山頂上

B 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界（千羽ヶ岳鼻）

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、まてがい漁業、たいらぎ漁業、あわび漁業、みるくい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業、雑魚建干網漁業及び雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

わかめ漁業 〃

いぎす漁業 〃

さざえ漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

まてがい漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

あわび漁業 〃

みるくい漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

雑魚建干網漁業 〃

- 雑魚小型定置漁業 〃
オ 関係地区 今治市菊間町
カ 条件

今治市菊間町八幡山から海岸線沿い東1,300メートルの点（旧菊間町と旧亀岡村との最大高潮時海岸線における境界）から広島県齋島東北端見通し線以東の区域については、今治市波方町小部地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。

65 免許番号 燧共第65号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 越智郡上島町魚島江ノ島地先

イ 漁場の区域

越智郡上島町魚島江ノ島（吉田磯を含む）の最大高潮時海岸線から350メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、かき漁業、あさり漁業、あかがい漁業、さざえ漁業、あわび漁業、みるくい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

いぎす漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

あかがい漁業 〃

さざえ漁業 〃

あわび漁業 〃

みるくい漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

オ 関係地区 越智郡上島町魚島

66 免許番号 燧共第66号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 越智郡上島町魚島江ノ島地先

イ 漁場の区域

越智郡上島町魚島江ノ島（吉田磯を含む）の最大高潮時海岸線から1,200メートル以内の区域

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 越智郡上島町魚島

67 免許番号 燧共第67号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 越智郡上島町魚島地先

イ 漁場の区域

越智郡上島町魚島及び瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、かき漁業、あさり漁業、あかがい漁業、さざえ漁業、あわび漁業、みるくい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

いぎす漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

あかがい漁業 〃

さざえ漁業 〃

あわび漁業 〃

みるくい漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

オ 関係地区 越智郡上島町魚島

68 免許番号 燧共第68号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 越智郡上島町魚島地先

イ 漁場の区域

越智郡上島町魚島及び瓢箪島の最大高潮時海岸線から1,600メートル以内の区域

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 越智郡上島町魚島

69 免許番号 燧共第69号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 越智郡上島町魚島高井神島地先

イ 漁場の区域

越智郡上島町魚島高井神島の最大高潮時海岸線から350メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、かき漁業、あさり漁業、あかがい漁業、さざえ漁業、あわび漁業、みるくい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

いぎす漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

あかがい漁業 〃

さざえ漁業 〃

あわび漁業 〃

みるくい漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

オ 関係地区 越智郡上島町魚島

70 免許番号 燧共第70号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 越智郡上島町魚島高井神島地先

イ 漁場の区域

越智郡上島町魚島高井神島の最大高潮時海岸線から1,200メートル以内の区域

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 越智郡上島町魚島

71 免許番号 燧共第71号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 越智郡上島町魚島江ノ島吉田磯南方地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町魚島江ノ島吉田磯中央

点 ア Aから181度30分1,600メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 越智郡上島町魚島

72 免許番号 燧共第72号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 越智郡上島町魚島俵崎北方地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 越智郡上島町魚島俵崎
点 ア Aから2度1,600メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 越智郡上島町魚島

73 免許番号 燧共第73号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 越智郡上島町魚島高井神島東方地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 越智郡上島町魚島勢賀井ジャコ干大岩
点 ア Aから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し1,800メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 越智郡上島町魚島

74 免許番号 燧共第74号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 越智郡上島町魚島北部地先
- イ 漁場の区域
アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域
基点 A 越智郡上島町魚島笠松鼻
B 越智郡上島町魚島江ノ島大崎鼻
点 ア Aから8度3,100メートルの点
イ Aから8度3,700メートルの点
ウ Aから25度4,150メートルの点
エ Bから13度4,500メートルの点
オ Bから13度3,900メートルの点
カ Aから25度3,500メートルの点
- ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）
- エ 漁業時期 3月1日から6月30日まで
- オ 関係地区 越智郡上島町魚島

75 免許番号 燧共第75号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 越智郡上島町魚島江ノ島地先
- イ 漁場の区域

- アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域
- 基点 A 越智郡上島町魚島江ノ島ヤケノ鼻
B 越智郡上島町魚島江ノ島大崎鼻
- 点 ア Aから181度2,900メートルの点
イ Aから181度3,600メートルの点
ウ Bから204度4,200メートルの点
エ Bから204度3,500メートルの点
- ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 越智郡上島町魚島

76 免許番号 燧共第76号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 越智郡上島町魚島南部地先
イ 漁場の区域
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域
- 基点 A 越智郡上島町魚島笠松鼻
B 越智郡上島町魚島桜田洲鼻
- 点 ア Aから207度3,900メートルの点
イ Aから207度4,600メートルの点
ウ Bから175度3,900メートルの点
エ Bから175度3,200メートルの点
- ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 越智郡上島町魚島

77 免許番号 燧共第77号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 越智郡上島町魚島高井神島地先
イ 漁場の区域
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域
- 基点 A 越智郡上島町魚島笠松鼻
B 越智郡上島町魚島高井神島宿ノ鼻
- 点 ア Aから215度3,900メートルの点
イ Aから215度4,600メートルの点
ウ Bから185度4,600メートルの点
エ Bから185度4,000メートルの点
- ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）
エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
オ 関係地区 越智郡上島町魚島

78 免許番号 燧共第78号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 越智郡上島町豊島地先

イ 漁場の区域 越智郡上島町豊島の最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、いぎす漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、かき漁業、あさり漁業、まてがい漁業、あかがい漁業、さざえ漁業、たいらぎ漁業、みるくい漁業、いがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、うに漁業、たこ漁業、なまこ漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

いぎす漁業 〃

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

まてがい漁業 〃

あかがい漁業 〃

さざえ漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

みるくい漁業 〃

いがい漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

うに漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

えむし漁業 1月1日から12月31日まで

しゃこ漁業 〃

雑魚小型定置漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 越智郡上島町弓削

79 免許番号 燧共第79号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 越智郡上島町豊島黒磯地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町豊島黒磯北端

点 ア Aから337度30分170メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 越智郡上島町弓削

80 免許番号 燧共第80号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 越智郡上島町豊島臼ノ鼻地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径100メートル以内の区域
基点 A 越智郡上島町豊島臼ノ鼻
点 ア Aから149度250メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 越智郡上島町弓削

81 免許番号 燧共第81号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 越智郡上島町豊島地先
- イ 漁場の区域
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域
基点 A 越智郡上島町豊島小島ノ鼻
点 ア Aから46度1,850メートルの点
イ Aから67度3,600メートルの点
ウ Aから80度3,300メートルの点
エ Aから80度1,800メートルの点
- ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 越智郡上島町弓削

82 免許番号 燧共第82号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 越智郡上島町豊島地先
- イ 漁場の区域
アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域
基点 A 越智郡上島町豊島小島ノ鼻
点 ア Aから338度2,920メートルの点
イ Aから51.5度4,850メートルの点
ウ Aから57度4,640メートルの点
エ Aから61.5度5,320メートルの点
オ Aから67度5,200メートルの点
カ Aから319度2,130メートルの点
- ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 越智郡上島町弓削

83 免許番号 燧共第83号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 越智郡上島町百貫島地先
- イ 漁場の区域
越智郡上島町百貫島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域
- ウ 漁業の種類
第1種共同漁業（あおさ漁業、いぎす漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、かき漁業、あさり漁業、まてがい漁業、あかがい漁業、さざえ漁業、たいらぎ漁業、みるくい漁業、いがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、うに漁業、たこ漁業、なまこ漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）
第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）
- エ 漁業時期
- | | |
|----------|----------------|
| あおさ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| いぎす漁業 | 〃 |
| ひじき漁業 | 〃 |
| てんぐさ漁業 | 5月1日から10月31日まで |
| わかめ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| かき漁業 | 〃 |
| あさり漁業 | 〃 |
| まてがい漁業 | 〃 |
| あかがい漁業 | 〃 |
| さざえ漁業 | 〃 |
| たいらぎ漁業 | 〃 |
| みるくい漁業 | 〃 |
| いがい漁業 | 〃 |
| あわび漁業 | 1月1日から10月31日まで |
| とこぶし漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| うに漁業 | 〃 |
| たこ漁業 | 〃 |
| なまこ漁業 | 6月1日から翌3月31日まで |
| えむし漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| しゃこ漁業 | 〃 |
| 雑魚小型定置漁業 | 〃 |
| 雑魚建網漁業 | 〃 |
- オ 関係地区 越智郡上島町弓削

84 免許番号 燧共第84号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 越智郡上島町百貫島地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径100メートル以内の区域
基点 A 越智郡上島町百貫島灯台北下石垣中央
点 ア Aから310度300メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 越智郡上島町弓削

85 免許番号 燧共第85号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 越智郡上島町百貫島地先

イ 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域。ただし、燧共第83号漁業権漁場区域を除く。

基点 A 越智郡上島町百貫島東端

点 ア Aから50度1,000メートルの点

イ Aから70度2,550メートルの点

ウ Aから89度3,850メートルの点

エ Aから118度5,200メートルの点

オ Aから126度4,700メートルの点

カ Aから137度2,100メートルの点

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 越智郡上島町弓削

86 免許番号 燧共第86号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 越智郡上島町弓削島及び佐島地先

イ 漁場の区域

アからシまでの点を順次結んだ11直線及びA I間の越智郡上島町弓削島及び同町佐島の東南側最大高潮時海岸線から1,500メートルの線と同町弓削島及び同町佐島の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻

B 越智郡上島町弓削島石風呂の鼻

C 越智郡上島町弓削島宮ノ鼻

D 越智郡上島町弓削島大櫛田護岸北角

E 越智郡上島町弓削島伊勢ヶ鼻

F 越智郡上島町佐島杵頭鼻

G 越智郡上島町佐島宮下鼻

H 越智郡上島町佐島藤尾鼻

I 越智郡上島町佐島蛸崎

点 ア Aから広島県当木島島頂見通し1,500メートルの点

イ Bから広島県因島地藏鼻（御ヶ崎）見通し線の中央点

ウ Cから広島県因島小用の鼻見通し線の中央点

エ Dから広島県因島宇崎見通し線の中央点

オ Eから広島県因島鰓の鼻見通し線の中央点

カ Eから越智郡上島町巖島東北端見通し線の中央点

キ Eから越智郡上島町生名島高松鼻見通し線の中央点

ク Fから越智郡上島町生名島高松鼻見通し線の中央点

- ケ Gから越智郡上島町生名島稲浦鼻見通し線の中央点
- コ Gから越智郡上島町赤穂根島法師崎見通し1,000メートルの点
- サ Hから越智郡上島町赤穂根島法師鼻崎見通し線の中央点
- シ Iから今治市宮窪町戸代鼻見通し1,500メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、いぎす漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、かき漁業、あさり漁業、まてがい漁業、あかがい漁業、さざえ漁業、たいらぎ漁業、みるくい漁業、いがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、うに漁業、たこ漁業、なまこ漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

- あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
- いぎす漁業 〃
- ひじき漁業 〃
- てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで
- わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
- かき漁業 〃
- あさり漁業 〃
- まてがい漁業 〃
- あかがい漁業 〃
- さざえ漁業 〃
- たいらぎ漁業 〃
- みるくい漁業 〃
- いがい漁業 〃
- あわび漁業 1月1日から10月31日まで
- とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで
- うに漁業 〃
- たこ漁業 〃
- なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- えむし漁業 1月1日から12月31日まで
- しゃこ漁業 〃
- 雑魚小型定置漁業 〃
- 雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 越智郡上島町弓削

87 免許番号 燧共第87号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径100メートル以内の区域
基点 A 越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻
点 ア Aから345度250メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 越智郡上島町弓削

88 免許番号 燧共第88号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 越智郡上島町弓削島京ノ小島地先
 - イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径100メートル以内の区域
 - 基点 A 越智郡上島町弓削島京ノ小島島頂
 - 点 ア Aから6度250メートルの点
 - ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 越智郡上島町弓削

89 免許番号 燧共第89号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 越智郡上島町弓削島鎌田地先
 - イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径100メートル以内の区域
 - 基点 A 越智郡上島町弓削島鎌田長磯ノ鼻
 - 点 ア Aから132度1,380メートルの点
 - ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 越智郡上島町弓削

90 免許番号 燧共第90号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 越智郡上島町佐島長磯ノ鼻地先
 - イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径100メートル以内の区域
 - 基点 A 越智郡上島町佐島長磯ノ鼻
 - 点 ア Aから111度1,330メートルの点
 - ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 越智郡上島町弓削

91 免許番号 燧共第91号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 越智郡上島町弓削島楡田地先
 - イ 漁場の区域
 - 点アを中心として半径100メートル以内の区域
 - 基点 A 越智郡上島町弓削島楡田鼻
 - 点 ア Aから144度250メートルの点

- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 越智郡上島町弓削

92 免許番号 燧共第92号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 越智郡上島町弓削島松ヶ鼻地先
 - イ 漁場の区域
点アを中心として半径100メートル以内の区域
基点 A 越智郡上島町弓削島松ヶ鼻
点 ア Aから64度250メートルの点
 - ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 越智郡上島町弓削

93 免許番号 燧共第93号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 越智郡上島町弓削島大谷鼻地先
 - イ 漁場の区域
点アを中心として半径100メートル以内の区域
基点 A 越智郡上島町弓削島大谷鼻
点 ア Aから171度250メートルの点
 - ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
 - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - オ 関係地区 越智郡上島町弓削

94 免許番号 燧共第94号

- (1) 漁業権に関する事項
 - ア 漁場の位置 越智郡上島町生名地先
 - イ 漁場の区域
アからシまでの点を順次結んだ11直線、K L間の対岸との中央線及びスからアまでの点を順次結んだ5直線と越智郡上島町生名島の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 A 越智郡上島町生名生名島大串鼻
B 越智郡上島町生名生名島汐早鼻
C 越智郡上島町生名生名島びわが首鼻
D 越智郡上島町生名生名島稲浦鼻
E 越智郡上島町岩城赤穂根島法師崎
F 越智郡上島町生名生名島高松鼻
G 越智郡上島町生名巖島東北端
H 越智郡上島町生名坪木島東北端
I 越智郡上島町生名生名島網建鼻
J 越智郡上島町生名生名島押揚鼻
K 越智郡上島町生名鶴島東南端

- L 越智郡上島町生名鶴島北端
- M 越智郡上島町生名亀島西北端
- N 越智郡上島町生名甑島島頂
- 点 ア Aから越智郡上島町岩城岩城島長江鼻見通し線の中央点
- イ Bから越智郡上島町岩城岩城島船越鼻見通し線の中央点
- ウ Cから越智郡上島町岩城岩城島聖崎見通し線の中央点
- エ Eから越智郡上島町弓削佐島宮下鼻見通し550メートルの点
- オ Dから越智郡上島町弓削佐島宮下鼻見通し線の中央点
- カ Fから越智郡上島町弓削佐島杵頭見通し線の中央点
- キ Fから越智郡上島町弓削弓削島伊勢ヶ崎鼻見通し線の中央点
- ク Gから越智郡上島町弓削弓削島伊勢ヶ崎鼻見通し線の中央点
- ケ Hから広島県尾道市因島長崎南鼻見通し線の中央点
- コ Iから広島県尾道市因島城ヶ鼻見通し線の中央点
- サ Jから広島県尾道市因島城ヶ鼻見通し線の中央点
- シ Kから84度の直線上対岸との中央点
- ス Lから354度の直線上対岸との中央点
- セ Mから広島県尾道市因島土生町と同田熊町との最大高潮時海岸線における境界見通し線の中央点
- ソ Mから広島県尾道市生口島俵石鼻見通し181メートルの点
- タ Nから広島県尾道市因島金山鼻見通し線の中央点
- チ Nから越智郡上島町岩城鳶の子島の中央線境見通し545メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、いがい漁業、まてがい漁業、はまぐり漁業、あかがい漁業、もがい漁業、たいらぎ漁業、とこぶし漁業、あわび漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業、雑魚建網漁業及び雑魚建干網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

- ひじき漁業 〃
- わかめ漁業 〃
- いぎす漁業 〃
- さざえ漁業 〃
- かき漁業 〃
- あさり漁業 〃
- いがい漁業 〃
- まてがい漁業 〃
- はまぐり漁業 〃
- あかがい漁業 〃
- もがい漁業 〃
- たいらぎ漁業 〃
- とこぶし漁業 〃
- あわび漁業 〃

たこ漁業 〃
 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
 うに漁業 1月1日から12月31日まで
 えむし漁業 〃
 しゃこ漁業 〃
 雑魚小型定置漁業 〃
 雑魚建網漁業 〃
 雑魚建干網漁業 〃

オ 関係地区 越智郡上島町生名

95 免許番号 燧共第95号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 越智郡上島町岩城地先

イ 漁場の区域

アからソまでの点を順次結んだ14直線及びソアの直線と越智郡上島町岩城の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町岩城岩城島月浜鼻
 B 越智郡上島町岩城岩城島新城鼻
 C 越智郡上島町岩城岩城島菰隠鼻
 D 今治市伯方町首頭鼻
 E 今治市伯方町金ヶ崎
 F 越智郡上島町弓削佐島蛸崎
 G 越智郡上島町岩城赤穂根島法師崎
 H 越智郡上島町岩城岩城島聖崎
 I 越智郡上島町岩城岩城島船越鼻
 J 越智郡上島町岩城岩城島長江鼻
 K 越智郡上島町生名甑島島頂

点 ア 越智郡上島町岩城鷺の子島の大島と子島との中央点（県境）
 イ Aから広島県尾道市生口島大子島島頂見通し509メートルの点
 ウ Bから298度の線上最大高潮時対岸との中央点
 エ Bから今治市伯方町大長崎鼻見通し1,720メートルの点
 オ Cから今治市伯方町木浦と同町北浦との最大高潮時海岸線における境界見通し1,000メートルの点
 カ Dから越智郡上島町岩城津波島西端見通し線の中央点
 キ Eから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し550メートルの点
 ク Eから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し1,100メートルの点
 ケ Fから越智郡上島町岩城津波島じねんご鼻見通し1,000メートルの点
 コ Gから越智郡上島町弓削佐島藤尾鼻見通し線の中央点
 サ Gから越智郡上島町弓削佐島宮の下鼻見通し550メートルの点
 シ Hから越智郡上島町生名生名島びわが首鼻見通し線の中央点
 ス Iから越智郡上島町生名生名島汐早鼻見通し線の中央点
 セ Jから越智郡上島町生名生名島大串鼻見通し線の中央点
 ソ Kからイ見通し545メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、いがい漁業、まてがい漁業、はまぐり漁業、あかがい漁業、もがい漁業、たいらぎ漁業、とこぶし漁業、あわび漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業、雑魚建網漁業及び雑魚建干網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

わかめ漁業 〃

いぎす漁業 〃

さざえ漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

いがい漁業 〃

まてがい漁業 〃

はまぐり漁業 〃

あかがい漁業 〃

もがい漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

とこぶし漁業 〃

あわび漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

しゃこ漁業 〃

雑魚小型定置漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

雑魚建干網漁業 〃

オ 関係地区 越智郡上島町岩城

96 免許番号 燧共第96号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 越智郡上島町岩城新城地先

イ 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町岩城岩城島新城鼻

点 ア Aから広島県生口島田高根向井山岬見通し300メートルの点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 越智郡上島町岩城

97 免許番号 燧共第97号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 越智郡上島町岩城孤隠崎地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径100メートル以内の区域
基点 A 越智郡上島町岩城岩城島孤隠崎の東鼻
点 ア Aから越智郡上島町岩城赤穂根島南西端見通し100メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 越智郡上島町岩城

98 免許番号 燧共第98号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 越智郡上島町岩城鳩岡地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径100メートル以内の区域
基点 A 越智郡上島町岩城岩城島鳩岡鼻
点 ア Aから越智郡上島町津波島西端見通し400メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 越智郡上島町岩城

99 免許番号 燧共第99号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 越智郡上島町岩城孤隠崎地先
- イ 漁場の区域
Aから今治市伯方町首頭島見通し900メートルの点を中心として半径200メートル以内の区域
基点 A 越智郡上島町岩城岩城島孤隠崎の東鼻
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 越智郡上島町岩城

100 免許番号 燧共第100号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市伯方町地先
- イ 漁場の区域
アからネまでの点を順次結んだ23直線及びネアの直線と今治市伯方町の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 A 今治市伯方町木浦と同町北浦との最大高潮時海岸線における境界
B 今治市伯方町首頭鼻
C 今治市伯方町金ヶ崎
D 今治市伯方町波戸名鼻

- E 今治市伯方町二ツ岩
 - F 今治市伯方町入道鼻
 - G 今治市伯方町梅ヶ鼻
 - H 今治市伯方町矢崎鼻
 - I 今治市伯方町船折鼻
 - J 今治市伯方町びきの鼻
 - K 今治市宮窪町見近島東南端
 - L 今治市伯方町有津と同町叶浦との最大高潮時海岸線における境界
 - M 今治市上浦町蛇ヶ鼻
 - N 今治市伯方町三ツ子島島頂
 - O 今治市伯方町ほうき谷鼻
 - P 今治市伯方町地藏鼻
 - Q 今治市伯方町みずしり鼻
 - R 今治市上浦町古城島島頂
 - S 今治市伯方町大長崎鼻
 - T 今治市伯方町北浦地鼻
 - U 今治市伯方町トウビョウ鼻
- 点
- ア Aから越智郡上島町岩城岩城島菰隠鼻見通し2,000メートルの点
 - イ Bから越智郡上島町岩城津波島西端見通し線の中央点
 - ウ Cから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し550メートルの点
 - エ Dから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し1,000メートルの点
 - オ Eから今治市宮窪町四阪島明神島中央見通し800メートルの点
 - カ Fから今治市宮窪町戸代鼻見通し線の中央点
 - キ Fから今治市宮窪町戸代部落下ノ鼻見通し650メートルの点
 - ク Gから今治市宮窪町鶴島唐崎見通し500メートルの点
 - ケ Hから今治市宮窪町鶴島唐崎見通し200メートルの点
 - コ Iから今治市宮窪町鶴島甲の鼻見通し線の中央点
 - サ Jから今治市宮窪町能島西端見通し400メートルの点
 - シ Jから今治市伯方町鶏小島西端見通し延長300メートルの点
 - ス Kから今治市伯方町道下鼻見通し線の中央点
 - セ Lから今治市宮窪町見近島中央の鼻見通し線の中央点
 - ソ Lから今治市宮窪町見近島西端見通し線の中央点
 - タ Mから今治市宮窪町見近島西端見通し500メートルの点
 - チ Nから354度の線上対岸との中央点
 - ツ Oから348度の線上対岸との中央点
 - テ Pから229度の線上対岸との中央点
 - ト Qから264度の線上対岸との中央点
 - ナ RからS見通し線の中央点
 - ニ Rからヌ見通し363メートルの点
 - ヌ Tから広島県生口島田高根向井山岬見通しの中央点
 - ネ Sから越智郡上島町岩城岩城島新城鼻見通し線とUから21度の線との交点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、てんぐさ漁業、いぎす漁業、

さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、いがい漁業、まてがい漁業、はまぐり漁業、あかがい漁業、たいらぎ漁業、とこぶし漁業、あわび漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業)

第2種共同漁業(雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業)

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

わかめ漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

いぎす漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

いがい漁業 〃

まてがい漁業 〃

はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで

あかがい漁業 1月1日から12月31日まで

たいらぎ漁業 〃

とこぶし漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

しゃこ漁業 〃

雑魚小型定置漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 今治市伯方町

101 免許番号 燧共第101号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市宮窪町四阪島地先

イ 漁場の区域

今治市宮窪町四阪島の梶島、鼠島、美濃島及び明神島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業(ひじき漁業、あかもく漁業、ほんだわら漁業、かき漁業、あわび漁業、いがい漁業、うに漁業、えむし漁業、さざえ漁業、たいらぎ漁業、たこ漁業、とりがい漁業、なまこ漁業及びみるくい漁業)

第2種共同漁業(雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業)

エ 漁業時期

ひじき漁業 1月1日から12月31日まで

あかもく漁業 〃

ほんだわら漁業 11月1日から翌3月31日まで

かき漁業 1月1日から12月31日まで

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

いがい漁業 1月1日から12月31日まで

うに漁業 〃

えむし漁業 〃

さざえ漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

たこ漁業 〃

とりがい漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

みるくい漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚建網漁業 〃

雑魚小型定置漁業 〃

オ 関係地区 今治市宮窪町

カ 条件

今治市大浜地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。

102 免許番号 燧共第102号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市宮窪町四阪島バンダイ磯地先

イ 漁場の区域

今治市宮窪町四阪島バンダイ磯の中心から半径200メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（ひじき漁業、あかもく漁業、ほんだわら漁業、かき漁業、あわび漁業、いがい漁業、うに漁業、さざえ漁業、たいらぎ漁業、たこ漁業、とりがい漁業、なまこ漁業及びみるくい漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

ひじき漁業 1月1日から12月31日まで

あかもく漁業 〃

ほんだわら漁業 11月1日から翌3月31日まで

かき漁業 1月1日から12月31日まで

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

いがい漁業 1月1日から12月31日まで

うに漁業 〃

さざえ漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

たこ漁業 〃

とりがい漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

みるくい漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚建網漁業

オ 関係地区 今治市宮窪町

103 免許番号 燧共第103号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市宮窪町北部地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス及びスJの14直線及びJス及びKセの2直線間の最大高潮時海岸線から800メートルの線とAK間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市宮窪町戸代鼻

B 今治市伯方町波戸名地先沖小島頂（二つ岩）

C 今治市伯方町入道鼻

D 今治市伯方町梅ヶ鼻

E 今治市伯方町矢崎鼻

F 今治市伯方町船折鼻

G 今治市伯方町びきの鼻

H 今治市宮窪町見近島東南端

I 今治市伯方町有津と同町叶浦との最大高潮時海岸線における境界

J 今治市宮窪町宮窪と同町余所国との最大高潮時海岸線における境界

K 今治市吉海町田浦と同市宮窪町早川との最大高潮時海岸線における境界

L 今治市宮窪町鶴島唐崎

点 ア Aから越智郡上島町魚島高井神島北端見通し1,300メートルの点

イ Bから今治市宮窪町四阪島明神島中央見通し800メートルの点

ウ AとCとを結んだ直線の中央点

エ Cから今治市宮窪町戸代部落下の鼻見通し650メートルの点

オ LからD見通し400メートルの点

カ LからE見通し550メートルの点

キ Fから今治市宮窪町鶴島甲の鼻見通し中央点

ク Gから今治市宮窪町能島西端見通し400メートルの点

ケ Gから今治市宮窪町鶏小島能島西端見通し延長300メートルの点

コ Hから今治市伯方町下鼻見通し中央点

サ Iから今治市宮窪町見近島中央の鼻見通し中央点

シ Iから今治市宮窪町見近島西端見通し中央点

ス Jから今治市宮窪町見近島西端見通し延長800メートルの点

セ Kから今治市上浦町青木原川河口見通し800メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（ひじき漁業、あかもく漁業、ほんだわら漁業、かき漁業、あおさ漁業、あわび漁業、いがい漁業、いぎす漁業、うに漁業、えむし漁業、さざえ漁業、たいらぎ漁業、たこ漁業、とりがい漁業、なまこ漁業、まてがい漁業、みるくい漁業及びわかめ漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

ひじき漁業 1月1日から12月31日まで
 あかもく漁業 〃
 ほんだわら漁業 11月1日から翌3月31日まで
 かき漁業 1月1日から12月31日まで
 あおさ漁業 〃
 あわび漁業 1月1日から10月31日まで
 いがい漁業 1月1日から12月31日まで
 いぎす漁業 〃
 うに漁業 〃
 えむし漁業 〃
 さざえ漁業 〃
 たいらぎ漁業 〃
 たこ漁業 〃
 とりがい漁業 〃
 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
 まてがい漁業 1月1日から12月31日まで
 みるくい漁業 〃
 わかめ漁業 〃
 雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 今治市宮窪町

104 免許番号 燧共第104号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市宮窪町友浦地先

イ 漁場の区域

Aから越智郡上島町魚島高井神島北端見通し線とBから今治市小比岐島東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域

基点 A 今治市宮窪町戸代鼻

B 今治市宮窪町友浦と同市吉海町との最大高潮時海岸線における境界

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、あかもく漁業、ほんだわら漁業、あさり漁業、あわび漁業、いがい漁業、いぎす漁業、うに漁業、かき漁業、さざえ漁業、たいらぎ漁業、たこ漁業、とりがい漁業、なまこ漁業、ひじき漁業及びみるくい漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

あかもく漁業 〃

ほんだわら漁業 11月1日から翌3月31日まで

あさり漁業 1月1日から12月31日まで

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

いがい漁業 1月1日から12月31日まで

いぎす漁業 〃

うに漁業 〃

かき漁業 〃

- わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
- いぎす漁業 〃
- さざえ漁業 〃
- あわび漁業 〃
- たこ漁業 〃
- うに漁業 〃
- えむし漁業 〃
- なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで
- 雑魚小型定置漁業 〃
- オ 関係地区 今治市吉海町津倉地区

107 免許番号 燧共第107号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市吉海町仁江志津見地先
- イ 漁場の区域
 - Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点 A 今治市吉海町仁江志津見上ノ鼻
 - B 今治市吉海町仁江と同市宮窪町との最大高潮時海岸線における境界
 - 点 ア Aから150度250メートルの点
 - イ Bから今治市比岐島東北端見通し280メートルの点
- ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市吉海町津倉地区

108 免許番号 燧共第108号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市吉海町仁江志津見地先
- イ 漁場の区域
 - Aア、アイ、イウ、ウB及びBAの5直線によって囲まれた区域
 - 基点 A 今治市吉海町仁江志津見漁港南防波堤突端
 - B 今治市吉海町仁江志津見漁港西防波堤突端
 - 点 ア Aから180度200メートルの点
 - イ Aから135度200メートルの点
 - ウ Bから今治市宮窪町四阪島梶島西端見通し260メートルの点
- ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市吉海町津倉地区

109 免許番号 燧共第109号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市吉海町名地先
- イ 漁場の区域

Aから今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界（大崎鼻）見通し線とBから同所（大崎鼻）見通し線との間の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域

基点 A 今治市吉海町名タケの鼻

B 今治市吉海町名垂水ノ鼻

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、てんぐさ漁業、さざえ漁業、あわび漁業、いがい漁業、たこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びなまこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 //

わかめ漁業 //

いぎす漁業 //

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

あわび漁業 //

いがい漁業 //

たこ漁業 //

うに漁業 //

えむし漁業 //

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚小型定置漁業 //

オ 関係地区 今治市吉海町津倉地区及び渦浦地区

カ 条件

今治市大浜地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。

110 免許番号 燧共第110号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市吉海町江越地先

イ 漁場の区域

Aから今治市宮窪町梶島北端見通し線とBから今治市比岐島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から250メートル以内の区域

基点 A 今治市吉海町江越海底電線施設所から海岸線沿い南へ50メートルの標識

B 今治市吉海町江越ハゲの鼻

ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 今治市吉海町津倉地区

111 免許番号 燧共第111号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市吉海町南浦地先

イ 漁場の区域

ウ A、Aア、アイ及びイ B の 4 直線とウ B 間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、燧共第109号及び燧共第112号の漁場区域を除く

基点 A 今治市吉海町南浦竜神島灯台

B 今治市吉海町南浦城ヶ鼻

点 ア Aから今治市桜井大崎鼻見通し1,700メートルの点

イ Bから今治市平市島西端見通し2,000メートルの点

ウ アAの延長線と最大高潮時海岸線との交点

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 今治市今治地区、大浜地区、来島地区、宮窪町、吉海町及び関前

112 免許番号 燧共第112号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市吉海町南西部地先

イ 漁場の区域

Aから今治市吉海町武志島東端見通し線とBから今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界（大崎鼻）見通し線との間の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域及び今治市龍神島（コウゾ磯を含む）の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域

基点 A 今治市吉海町椋名1068番地と同町臥間1番地との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市吉海町南浦タケの鼻

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、さざえ漁業、いがい漁業、あわび漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

いぎす漁業 〃

さざえ漁業 〃

いがい漁業 〃

あわび漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

カ 条件

今治市大浜地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではな

らない。

113 免許番号 燧共第113号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市吉海町中渡島武志島及び馬島地先

イ 漁場の区域

今治市馬島、同市吉海町中渡島及び武志島の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域、ケコ、コサ、サシ及びシケの4直線によって囲まれた区域及びスセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト及びトナの8直線とナス間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域）を除く。

基点 A 今治市吉海町椋名ヒナイ鼻三角点

B 今治市馬島字馬島乙627番地馬島三角点

点 ア Aから241度40分675メートルの点

イ アから155度66メートルの点

ウ イから245度49メートルの点

エ ウから335度66メートルの点

オ Aから241度50分845メートルの点

カ オから155度61メートルの点

キ カから245度68メートルの点

ク キから335度61メートルの点

ケ Aから243度20分1,136メートルの点

コ ケから155度79メートルの点

サ コから245度39メートルの点

シ サから335度79メートルの点

ス Bから244度40分403メートルの点

セ スから155度20メートルの点

ソ セから245度59メートルの点

タ ソから335度87メートルの点

チ タから65度59メートルの点

ツ チから155度44メートルの点

テ ツから65度34メートルの点

ト テから335度20メートルの点

ナ トから65度51メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、さざえ漁業、いがい漁業、あわび漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 //

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

いぎす漁業 〃

さざえ漁業 〃

いがい漁業 〃

あわび漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

カ 条件

今治市大浜地区において組合員行使権を有する者による海藻類を除く第1種共同漁業及び雑魚建網漁業の行使を拒んではならない。

114 免許番号 燧共第114号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市馬島地先

イ 漁場の区域

今治市馬島水揚磯の標識を中心として半径150メートルの線とナガセ鼻を中心として半径150メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

115 免許番号 燧共第115号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市馬島地先

イ 漁場の区域

今治市馬島渦ノ鼻を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

116 免許番号 燧共第116号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市馬島地先

イ 漁場の区域

今治市馬島小浦崎を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、アイ及びイウの2直線とアウ間の小浦崎を中心とした半径150メートルの弧によって囲まれた区域（平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償区域）を除く。

- 基点 A 今治市馬島字馬島乙627番地馬島三角点
- 点 ア Aから253度15分449メートルの点
- イ アから65度42メートルの点
- ウ イから155度7メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

117 免許番号 燧共第117号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市馬島地先
- イ 漁場の区域
今治市馬島洲ノ崎を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

118 免許番号 燧共第118号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市吉海町中渡島地先
- イ 漁場の区域
今治市吉海町中渡島潮流信号所を中心として半径200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

119 免許番号 燧共第119号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市吉海町椋名及び津島地先
- イ 漁場の区域
Aから今治市吉海町津島キクズシの鼻見通し線とBから同町武志島東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域及び同町津島及び同町大突間島の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカキの6直線とアキ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びクケ、ケコ、コサ及びサクの4直線によって囲まれた区域（平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域）を除く。

- 基点 A 今治市吉海町本庄と同町椋名との最大高潮時海岸線における境界（ハナ崎）
- B 今治市吉海町椋名1068番地と同町臥間1番地との最大高潮時海岸線における境界
- C 今治市吉海町椋名ヒナイ鼻三角点
- 点 ア Cから86度312メートルの点

- イ アから217度10分59メートルの点
- ウ イから138度40分47メートルの点
- エ ウから224度40分101メートルの点
- オ エから354度30分24メートルの点
- カ オから259度20分53メートルの点
- キ カから303度26メートルの点
- ク Cから216度10分100メートルの点
- ケ クから155度56メートルの点
- コ ケから245度30メートルの点
- サ コから335度56メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、さざえ漁業、いがい漁業、あわび漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

いぎす漁業 〃

さざえ漁業 〃

いがい漁業 〃

あわび漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

120 免許番号 燧共第120号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市吉海町北西部地先

イ 漁場の区域

Aア、イウ、ウエ及びエDの4直線、AB間の最大高潮時海岸線から500メートルの線及びAD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ及びクケの3直線、オケ間の海岸線及び点コを中心とした半径175メートルの弧とによって囲まれた区域、サシ、シス及びスセの3直線とサセ間の海岸線とによって囲まれた区域、ソタ、タチ、チツ及びツテの4直線とソテ間の海岸線とによって囲まれた区域、ナニ、ニヌ、ヌト及びトナの4直線によって囲まれた区域及びネノ、ノハ及びハヒの3直線とネヒ間の海岸線とによって囲まれた区域（平成5年8月6日付けで、愛媛県と渦浦漁業協同組合ほか1組合が締結した吉海港（公共マリーナ）整備事業漁業補償の区域）を除く。

基点 A 今治市吉海町田浦と同市宮窪町との最大高潮時海岸線における境界

- B 今治市吉海町泊荒戸鼻
 - C 今治市吉海町本庄シイガ鼻
 - D 今治市吉海町ハナ崎
 - E 今治市吉海町津倉四等三角点
- 点
- ア Aから今治市上浦町青木原川河口見通し500メートルの点
 - イ Bから今治市吉海町津島タブサの鼻見通し500メートルの点
 - ウ Cから今治市吉海町津島タブサの鼻見通し500メートルの点
 - エ Dから今治市吉海町津島キクズシの鼻見通し500メートルの点
 - オ Eから131度30分1,020メートルの点
 - カ Eから131度50分1,033メートルの点
 - キ Eから116度10分1,220メートルの点
 - ク Eから106度20分1,020メートルの点
 - ケ Eから123度50分785メートルの点
 - コ Eから115度50分1,043メートルの点
 - サ Eから116度40分653メートルの点
 - シ Eから116度656メートルの点
 - ス Eから113度10分579メートルの点
 - セ Eから114度575メートルの点
 - ソ Eから106度533メートルの点
 - タ Eから105度30分548メートルの点
 - チ Eから99度10分524メートルの点
 - ツ Eから98度50分475メートルの点
 - テ Eから100度474メートルの点
 - ト Eから94度836メートルの点
 - ナ Eから94度30分830メートルの点
 - ニ Eから88度20分701メートルの点
 - ヌ Eから88度708メートルの点
 - ネ Eから88度30分518メートルの点
 - ノ Eから80度50分688メートルの点
 - ハ Eから79度50分682メートルの点
 - ヒ Eから87度20分512メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、さざえ漁業、あさり漁業、まてがい漁業、あわび漁業、いがい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業、雑魚建網漁業及び雑魚建干網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

いぎす漁業 〃

さざえ漁業 〃

あさり漁業	〃
まてがい漁業	〃
あわび漁業	〃
いがい漁業	〃
たこ漁業	〃
なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
えむし漁業	〃
雑魚小型定置漁業	〃
雑魚建網漁業	〃
雑魚建干網漁業	〃

オ 関係地区 今治市吉海町渦浦地区、同市馬島及び津倉地区

121 免許番号 燧共第121号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市上浦町地先

イ 漁場の区域

Aア及びアイの2直線、BE間の最大高潮時海岸線から909メートルの線、ECの直線の西側瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートルの線、CD間の最大高潮時海岸線、Dカの直線の西側瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートルの線、キク、クケ、ケコ、コシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ及びツNの11直線及びAN間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、テト、トナ、ナニ及びニテの4直線、ヌネ、ネノ及びノハの3直線及びハヌ間の最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域（平成4年3月31日付けで、本州四国連絡橋公団と弓削町漁業協同組合他17組合が締結した漁業補償区域）を除く。

- 基点
- A 今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における北部境界
 - B 今治市上浦町鳥取鼻
 - C 広島県瓢箪島北端
 - D 今治市上浦町瓢箪島南橋
 - E 今治市上浦町井ノ口と盛との最大高潮時海岸線における境界
 - F 今治市上浦町多々羅鼻
 - G 今治市上浦町旧盛口村と旧瀬戸崎村との最大高潮時海岸線における境界
 - H 今治市上浦町古城島島頂
 - I 今治市伯方町みずしり鼻
 - J 今治市伯方町地藏鼻
 - K 今治市伯方町ほうき谷鼻
 - L 今治市伯方町三ッ子島島頂
 - M 今治市上浦町瀬戸6743番地2地先護岸の標識（上浦町下坂）
 - N 今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における南部境界
 - O 今治市上浦町多々羅三角点
- 点
- ア Aから広島県大久野島灯台見通し727メートルの点
 - イ Bから0度909メートルの点
 - ウ 広島県高根島押寄鼻からB見通し3,000メートルの点

- エ Cからウ見通し500メートルの点
- オ Eから瓢箪島の愛媛県と広島県の境界標識見通し909メートルの点
- カ Dからサ見通し500メートルの点
- キ オとクを結んだ直線と瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートルの線との
交点
- ク Fから広島県尾道市瀬戸田町旧西生口村と旧南生口村との最大高潮時海岸線
における境界見通し700メートルの点
- ケ Gから越智郡上島町岩城村新城鼻見通し1,090メートルの点
- コ Hから広島県生口島田高根向井山岬と今治市伯方町北浦地鼻との中央点見通
し363メートルの点
- サ 広島県生口島田高根五本松鼻から今治市伯方町大長崎見通し1,200メートル
の点
- シ Hから今治市伯方町大長崎見通し線の中央点
- ス Iから264度の線上対岸との中央点
- セ Jから229度の線上対岸との中央点
- ソ Kから348度の線上対岸との中央点
- タ Lから354度の線上対岸との中央点
- チ Mから今治市吉海町田浦川路小平寺見通し1,100メートルの点
- ツ Nから今治市吉海町竹ヶ鼻見通し1,450メートルの点
- テ Oから73度43分360メートルの点
- ト テから346度48分120メートルの点
- ナ トから76度48分90メートルの点
- ニ ナから166度48分220メートルの点
- ヌ Oから328度44分130.8メートルの点
- ネ ヌから76度48分220メートルの点
- ノ ネから166度48分90メートルの点
- ハ ノから256度48分80メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（ひじき漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、いがい漁業、まてがい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、えむし漁業、あおさ漁業、たいらぎ漁業、あかがい漁業、うに漁業、とこぶし漁業及びあわび漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業、雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

ひじき漁業 1月1日から12月31日まで

わかめ漁業 〃

いぎす漁業 〃

さざえ漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

いがい漁業 〃

まてがい漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

えむし漁業 1月1日から12月31日まで

あおさ漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

あかがい漁業 〃

うに漁業 〃

とこぶし漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 今治市上浦町

カ 条件

Fク及びNツの2直線の間の区域は愛媛県漁業協同組合宮窪支所において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。

122 免許番号 燧共第122号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市大三島町地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサIの12直線とA I間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における北部境界

B 今治市大三島町肥海松島東端

C 今治市大三島町肥海松島西南端

D 今治市大三島町肥海鏡崎

E 今治市大三島町口総大横島西端

F 今治市大三島町浦戸棚石鼻

G 今治市大三島町宗方柏島西端

H 今治市大三島町宗方日向泊鼻

I 今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における南部境界

点 ア Aから広島県大久野島灯台見通し727メートルの点

イ Bから広島県小久野島南端とを結んだ直線の中央点

ウ Cから広島県大崎上島唐島頂見通し1,000メートルの点

エ Dから広島県大崎上島鮎崎灯台とを結んだ直線の中央点

オ Eから264度500メートルの点

カ Fから広島県大崎上島岩白比灰山見通し線とEから今治市関前大下島なぶち鼻見通し線との交点

キ Gから広島県大崎上島中の鼻見通し線とEから今治市関前大下島なぶち鼻見通し線との交点

ク Gから239度の直線上対岸との中央点

ケ Hから広島県斎島東端見通し線と同県大崎上島中の鼻から今治市来島西端見通し線との交点

コ Hから今治市馬島北端見通し700メートルの点

サ Iから今治市吉海町竹ヶ鼻見通し700メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（ひじき漁業、わかめ漁業、いぎす漁業、てんぐさ漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、いがい漁業、まてがい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、えむし漁業、あおさ漁業、たいらぎ漁業、あかがい漁業、うに漁業、とこぶし漁業、あわび漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

ひじき漁業 1月1日から12月31日まで

わかめ漁業 〃

いぎす漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

いがい漁業 〃

まてがい漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

えむし漁業 1月1日から12月31日まで

あおさ漁業 〃

たいらぎ漁業 〃

あかがい漁業 〃

うに漁業 〃

とこぶし漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 今治市大三島町

カ 条件

- (1) 今治市大三島町野々江坂から日向泊までの区域は同市波方町及び来島地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。
- (2) 今治市大三島町野々江坂から宗方、浦戸までの区域は同市関前において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。

123 免許番号 燧共第123号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 今治市関前地先

イ 漁場の区域

アからサまでの点を順次結んだ10直線及びサス、スソ、ソタ及びタアの4直線と今治市関前の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市関前岡村島南鼻

B 広島県呉市豊町小島東側エビスガモト鼻

C 今治市関前岡村島カナクソ鼻

D 今治市関前岡村島観音崎

- E 広島県呉市豊町蒲野鼻
- F 今治市大三島町柏島西端
- G 広島県大崎上島町中の鼻
- H 今治市関前大下ナブチ鼻
- I 広島県大崎上島町沖浦黒崎
- J 今治市関前岡村島正月鼻
- K 今治市関前岡村島戸町鼻
- L 広島県大崎上島町明石香匂鼻
- M 広島県大崎上島町草木鼻
- N 広島県呉市豊町初崎
- 点 ア Aから広島県呉市豊町中之島東南端見通し線の中央点
- イ Bから44度の直線の対岸との中央点
- ウ Cから広島県呉市豊町小島東南端見通し650メートルの点
- エ Cから広島県呉市豊町東北端見通し線の中央点
- オ Dから松山市小安居島頂見通し436メートルの点
- カ Eから今治市吉海町津島小島鼻見通し線と同市大三島町日向泊鼻から広島県齋島東北端見通し線との交点
- キ 今治市大三島町日向鼻から広島県齋島東北端見通し線とGから今治市来島西端見通し線との交点
- ク Fから239度の直線とGから今治市来島西端見通し線との交点
- ケ FからG見通し740メートルの点
- コ GからH見通し線の中央点
- サ Jからコ見通し線とIから179度の線との交点
- シ KからL見通し線の中央点
- ス KM線とサシ線の延長線との交点
- セ NからL見通し400メートルの点
- ソ セからJ見通し線とKMを結んだ直線との交点
- タ Kから304度30分170メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、いぎす漁業、もずく漁業、あらめ漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、いがい漁業、まてがい漁業、あかがい漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たいらぎ漁業、みるくい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びしゃこ漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 //

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

ふのり漁業 //

いぎす漁業 //

もずく漁業 //

あらめ漁業 //

さざえ漁業	〃
かき漁業	〃
あさり漁業	〃
いがい漁業	〃
まてがい漁業	〃
あかがい漁業	〃
あわび漁業	〃
とこぶし漁業	〃
たいらぎ漁業	〃
みるくい漁業	〃
たこ漁業	〃
なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
えむし漁業	〃
しゃこ漁業	〃
雑魚小型定置漁業	〃
雑魚建網漁業	〃
オ 関係地区	今治市関前

124 免許番号 燧共第124号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市関前大下島ナブチ鼻地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 今治市関前大下島ナブチ鼻
点 ア Aから広島県大崎上島中ノ鼻見通し300メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市関前

125 免許番号 燧共第125号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市関前大下島友入地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 今治市関前大下島乙111番地の標識
点 ア Aから今治市波方町馬刀瀧見通し500メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市関前

126 免許番号 燧共第126号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市関前大下島フカバ地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 今治市関前大下島フカバ突端
点 ア Aから今治市波方町梶取鼻見通し500メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市関前

127 免許番号 燧共第127号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市関前小大下島明神地先
- イ 漁場の区域
Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 A 今治市関前小大下島龍が鼻
B 今治市関前小大下島明神鼻
点 ア Aから今治市関前大下島竹子の鼻見通し400メートルの点
イ Bから今治市関前大下島黒鼻見通し450メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市関前

128 免許番号 燧共第128号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市関前小大下島北方地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 今治市関前小大下島乙533番地（石灰採掘場跡）前護岸の標識
B 広島県大崎上島町沖浦シダワラ山頂
C 広島県三角島堤ノ鼻
D 今治市関前岡村島正月鼻
点 ア ABを結んだ直線とCDを結んだ直線の延長線との交点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市関前

129 免許番号 燧共第129号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市関前岡村島月盛地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 今治市関前岡村島月盛の鼻
点 ア Aから広島県大崎上島町沖浦黒崎見通し900メートルの点

- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市関前

130 免許番号 燧共第130号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市関前岡村島小惣津鼻地先
- イ 漁場の区域
点アを中心として半径150メートル以内の区域
基点 A 今治市関前岡村島小惣津鼻
点 ア Aから今治市波方町長磯見通し1,100メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市関前

131 免許番号 燧共第131号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 今治市波方町馬刀瀉地先
- イ 漁場の区域
基点Aを中心として半径200メートル以内の区域
基点 A 北緯34度7分4.8秒、東経132度55分3.1秒
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 今治市波方町小部地区

1 免許番号燧区第1号から燧区第83号まで

漁業権に関する事項							
免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
燧区第1号	四国中央市中之庄町地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケアの9直線によって囲まれた区域 基点 A 四国中央市井関川新金子橋左岸橋台北東角 B 四国中央市大谷川河口右岸端 C 四国中央市寒川町東部埋立東側護岸付根 D Cから埋立護岸沿い北へ158メートルの標識 E 四国中央市中之庄町埋立護岸西北角 F Eから護岸沿い東へ502メートルの標識 G 四国中央市三島金子1丁目埋立護岸北東角 点 ア Aから310度709メートルの点 イ Aから310度984メートルの点 ウ Gから319度30分322メートルの点 エ Aから310度1,550メートルの点 オ Dから香川県上島中央見通し1,428メートルの点 カ Dから香川県上島中央見通し232メートルの点 キ Bから325度20分357メートルの点 ク Bから325度20分428メートルの点 ケ Fから286度30分38メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌4月30日まで	団体漁業権	四国中央市三島中央、三島宮川、三島金子、三島朝日、村松町、中之庄町及び具定町	別記1及び2のとおり
燧区第2号	新居浜市国領川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 新居浜市菊本町2丁目15-817-2先新居浜市最終処分場護岸北東端角 B Aから護岸沿い南東に42メートルの点 C Bから護岸沿い南東に500メートルの点 点 ア Bから96度115メートルの点 イ Cから96度115メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌5月31日まで	団体漁業権	新居浜市新居浜地区	別記1及び2のとおり

燈区第3号	新居浜市国領川地先	ウ Cから96度565メートルの点 エ Bから96度565メートルの点 Aア、アイ、イウ、ウエ及びCAの5直線によって囲まれた区域 基点 A 新居浜市清水町858番地先愛媛県漁業協同組合新居浜支所地下タンク給油所西側 B Aから護岸沿い南北に170メートルの点 C Bから護岸沿い南北に220メートルの点 点 ア Aから270度90メートルの点 イ Bから291度330メートルの点 ウ Cから284度160メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌5月31日まで	団体漁業権	新居浜市新居浜地区	別記1及び2のとおり
燈区第4号	西条市玉津地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサエの8直線によって囲まれた区域とソタ、タチ、チツ及びツソの4直線によって囲まれた区域並びに平成25年7月26日付けで愛媛県と西条市ひうち漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の区域を除く。 基点 A 西条市船屋住女金属鉦山埋立地護岸東端から護岸沿い西へ50メートルの標識 B 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上保安庁水路測量標から護岸沿い西へ358メートルの標識 点 ア Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し860メートルの点 イ Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し2,960メートルの点 ウ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,020メートルの点 エ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し620メートルの点 オ オから73度15分805メートルの点 カ オから307度45分310メートルの点 キ ウから78度20分380メートルの点 ク ウから78度20分180メートルの点 ケ シから351度280メートルの点 コ ケから208度30分260メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌5月31日まで	団体漁業権	西条市玉津地区	別記1、2及び3のとおり

燧区第5号	西条市干拓地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ650メートルの標識 B 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ1,100メートルの標識 ア Aから336度1,200メートルの点 イ Aから336度2,200メートルの点 ウ イから3度1,250メートルの点 エ オから16度40分1,400メートルの点 オ Bから336度2,250メートルの点 カ Bから336度1,200メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌5月31日まで	団体漁業権	西条市神拝地区	別記1及び2のとおり
燧区第6号	西条市干拓地先	ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識 ア Aから西条市第2期西条干拓西側護岸の延長線上340メートルの点 イ Aから西条市第2期西条干拓西側護岸の延長線上1,260メートルの点 ウ アからAアの直線に直角に西へ125メートルの点 エ アからAアの直線に直角に東へ60メートルの点 オ イからAイの直線に直角に東へ60メートルの点 カ イからAイの直線に直角に西へ125メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌5月31日まで	団体漁業権	西条市神拝地区	別記1及び2のとおり
燧区第7号	西条市加茂川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市古川加茂川右岸標識1号	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌5月31日まで	団体漁業権	西条市神拝地区	別記1及び2のとおり

燧区第8号	西条市玉津地先	<p>B 西条市榎瑞加茂川左岸標識2号</p> <p>点 ア AからB見通し15メートルの点</p> <p>イ AからB見通し260メートルの点</p> <p>ウ Aから306度40分445メートルの点</p> <p>エ Aから347度10分400メートルの点</p> <p>ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上保安庁水路測量標から護岸沿い西へ358メートルの標識</p> <p>点 ア Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し960メートルの点</p> <p>イ Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し1,640メートルの点</p> <p>ウ アから73度15分1,450メートルの点</p> <p>エ アから73度15分2,030メートルの点</p> <p>オ イから78度20分1,960メートルの点</p> <p>カ イから78度20分1,380メートルの点</p>	第1種区画漁業(かき垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	西条市玉津地区	別記2のとおり
燧区第9号	西条市市塚地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上保安部水路測量標から護岸沿い西へ358メートルの標識</p> <p>B 西条市西ひうち(2号地)専用護岸西端から護岸沿い東へ10メートルの標識</p> <p>点 ア Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し714メートルの点</p> <p>イ Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,020メートルの点</p> <p>ウ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,280メートルの点</p> <p>エ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し780メートルの点</p> <p>オ アから253度30分1,330メートルの点</p>	第1種区画漁業(のり養殖業)	9月1日から翌5月31日まで	団体漁業権	西条市西条地区	別記1及び2のとおり
燧区第10号	西条市干拓地先	<p>Aオ、オエ、エウ、ウア及びウBの5直線とA B間の護岸から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ400メートルの標識</p> <p>B 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識</p>	第1種区画漁業(のり養殖業)	9月1日から翌5月31日まで	団体漁業権	西条市西条地区	別記1及び2のとおり

綾区第 11 号	西条市干拓地先	<p>点 ア Bから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上340メートルの点</p> <p>イ Bから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上1,260メートルの点</p> <p>ウ アから同延長線に直角に東へ60メートルの点</p> <p>エ イから同延長線に直角に東へ60メートルの点</p> <p>オ Aから340度900メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根</p> <p>B Aから護岸沿い西へ650メートルの標識</p> <p>点 ア Aから336度1,200メートルの点</p> <p>イ Aから336度2,100メートルの点</p> <p>ウ Aから今治市比岐島東端見通し3,300メートルの点</p> <p>エ オから3度1,250メートルの点</p> <p>オ Bから336度2,200メートルの点</p> <p>カ Bから336度1,200メートルの点</p>	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 5月31日まで	団体漁業権	西条市西条地区	別記1及び 2のとおり
綾区第 12 号	西条市禎瑞地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、Eカ、カキ、キF、GH、IJ、KK、クケ及びケMの14直線とBE間、FG間、HI間、JK間及びMA間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識</p> <p>B Cから護岸沿い北へ700メートルの標識</p> <p>C 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界</p> <p>D Cから護岸沿い南東へ150メートルの標識</p> <p>E 西条市今在家護岸北東端</p> <p>F 西条市氷見蛭子塩釜堤防護岸の付根から護岸沿い北へ300メートルの標識</p> <p>G 西条市氷見甲中山川左岸標識4号</p> <p>H 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号</p> <p>I 西条市禎瑞長波根突端</p> <p>J 西条市禎瑞東樋門東側の付根</p>	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 5月31日まで	団体漁業権	西条市禎瑞地区	別記1及び 2のとおり

<p>縫区第 13 号</p>	<p>西条市禎瑞 地先</p>	<p>K 西条市禎瑞加茂川左岸標識 2 号 L 西条市古川加茂川右岸標識 1 号 M L から 347 度 10 分 400 メートルの標識 ア A から西条市第 2 期西条干拓護岸の延長線上 340 メートルの点 イ アから A アに直角に西へ 125 メートルの点 ウ A から A アの延長線上 1,260 メートルの点から同延長線に直角に西へ 125 メートルの点 エ D から今治市宮窪町梶島中央見通し 900 メートルの点 オ D から今治市宮窪町梶島中央見通し 800 メートルの点 カ E から 135 度 30 メートルの点 キ E から 90 度 80 メートルの点 ク L から K 見通し 260 メートルの点 ケ L から 306 度 40 分 445 メートルの点</p>	<p>第 1 種 区 画 漁 業 (のり養殖業)</p>	<p>9 月 1 日から翌 5 月 31 日まで</p>	<p>団体漁業権</p>	<p>西条市禎瑞地区</p>	<p>別記 1 及び 2 のとおり</p>
<p>縫区第 14 号</p>	<p>西条市壬生 川地先</p>	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの 7 直線で囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西堤防西側付根から護岸沿い西へ 1,100 メートルの標識 B 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界から護岸沿い南東へ 150 メートルの標識 C 西条市第 2 期西条干拓西側護岸角の標識 点 ア A から 336 度 1,200 メートルの点 イ A から 336 度 2,250 メートルの点 ウ イから 16 度 40 分 1,400 メートルの点 エ A から今治市小平市島西端見通し 3,600 メートルの点 オ B から今治市宮窪町梶島中央見通し 2,200 メートルの点 カ B から今治市宮窪町梶島中央見通し 1,200 メートルの点 キ C から西条市第 2 期西条干拓西側護岸延長線上北へ 1,500 メートルの点</p>	<p>第 1 種 区 画 漁 業 (のり養殖業)</p>	<p>9 月 1 日から翌 5 月 31 日まで</p>	<p>団体漁業権</p>	<p>西条市壬生川地区</p>	<p>別記 1 及び 2 のとおり</p>

燧区第 15 号	西条市大新 田地先	<p>基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸東角から北西へ70メートルの点 B 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から南東へ38メートルの点 C 西条市壬生川港西防波堤（2号突堤）南西端 点 ア Aから52度10メートルの点 イ Aから西条市壬生川港西防波堤（3号突堤）南西端見通し550メートルの点 ウ Bから52度540メートルの点 エ Bから52度10メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南西へ140メートルの点 B 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南東へ38メートルの点 点 ア Aから333度10メートルの点 イ Aから333度30メートルの点 ウ イから52度207.5メートルの点 エ Bから52度60メートルの点 オ Bから52度10メートルの点 カ 壬生川地区小型船だまり護岸北端から2度14メートルの点</p>	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 5月31日まで	団体漁業権	西条市壬生川地区	別記1及び 2のとおり
燧区第 16 号	西条市大新 田地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Cから西条市河原津漁港北防波堤南東端東角見通し線より南西側60メートルの間は除く。 基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南西へ430メートルの標識 B 西条市壬生川高須桟橋造船所角の防波堤北東端 C 西条市壬生川港西防波堤（2号突堤）南西端 点 ア AからB見通し10メートルの点 イ Aから52度960メートルの点 ウ エから52度1,010メートルの点</p>	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 5月31日まで	団体漁業権	西条市壬生川地区	別記1及び 2のとおり

燧区第 17 号	西条市壬生川地先	エ BからA見通し5メートルの点 Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市壬生川高須波止突端 B 西条市壬生川大明神川右岸波止突端 ア Aから52度500メートルの点 イ Bから52度300メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 5月31日まで	団体漁業権	西条市壬生川地区、 河原津地区	別記1及び 2のとおり
燧区第 18 号	西条市壬生川地先	アウ、ウエ、エオ及びカアの4直線によって囲まれた区域。ただし、西条市新川河口左岸波止突端東角から越智郡上島町魚島東端見通し線の北西側190メートルの間及びイとオを結んだ直線の北東側160メートルの間を除く。 基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸東南角より100メートルの標識 B 西条市壬生川大明神川右岸波止付根南側から護岸沿い南へ50メートルの標識 ア Aから越智郡上島町魚島東端見通し1,200メートルの点 イ Aから越智郡上島町魚島東端見通し1,480メートルの点 ウ Aから越智郡上島町魚島東端見通し1,910メートルの点 エ Bから越智郡上島町魚島頂見通し1,865メートルの点 オ Bから越智郡上島町魚島頂見通し1,430メートルの点 カ Bから越智郡上島町魚島頂見通し1,150メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 5月31日まで	団体漁業権	西条市壬生川地区	別記1及び 2のとおり
燧区第 19 号	西条市大新田地先	イウ、ウエ、エオ及びオイの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市壬生川船だまり護岸北西角 B Aから護岸沿い南東へ38メートルの点 ア Aから333度12メートルの点 イ アから52度70メートルの点 ウ アから52度297.5メートルの点 エ Bから52度287.5メートルの点 オ Bから52度60メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 5月31日まで	団体漁業権	西条市河原津地区	別記1及び 2のとおり
燧区第 20 号	西条市河原津地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、エオ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市大明神川河口左岸の標識から西条市楠河東工区干拓地護岸沿い	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	西条市河原津地区	別記1及び 2のとおり

西〜100メートルの標識								
西条市小向川河口左岸の標識から西条市楠河西工区干拓地護岸沿い西へ200メートルの標識								
ア Aから49度400メートルの点								
イ Aから49度500メートルの点								
ウ Aから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点								
エ ウから越智郡上島町魚島頂見通し900メートルの点								
オ Bから越智郡上島町魚島頂見通し1,100メートルの点								
カ Bから越智郡上島町魚島頂見通し300メートルの点								
Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域	西条市河原津地先	西条市河原津地区	団体漁業権	9月1日から翌5月31日まで	第1種区画漁業 (のり養殖業)	西条市河原津地区	別記1及び2のとおり	
基点 A 西条市河原津北川左岸防波堤北端								
B 西条市河原津旧山本川防波堤北端								
点 ア Aから西条市楠河西干拓地護岸に平行(護岸から35メートルの間隔)に北東300メートルの点								
イ Bから西条市大崎鼻突端見通し300メートルの点								
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域	西条市河原津地先	西条市河原津地区	団体漁業権	9月1日から翌4月30日まで	第1種区画漁業 (のり養殖業)	西条市河原津地区	別記1及び2のとおり	
基点 A 西条市河原津漁港西防波堤西側付根								
B 西条市大崎鼻突端								
点 ア Aから越智郡上島町魚島頂見通し300メートルの点								
イ Aから越智郡上島町魚島頂見通し900メートルの点								
ウ Bから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点								
エ Bから西条市楠河西干拓地西角見通し200メートルの点								
Aから今治市比岐島西端見通し線とBから同市平市島南端見通し線との間の最大高潮時海岸線から800メートルの線と同海岸線から200メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cから今治市比岐島西端見通し線とCから同市平市島南端見通し線との間の区域を除く。	今治市桜井地先	今治市桜井地区	団体漁業権	9月1日から翌4月30日まで	第1種区画漁業 (のり養殖業)	今治市桜井地区	別記1及び2のとおり	
基点 A 今治市桜井暗古樋の石柱								
B 今治市桜井沖浦の鼻(メバル磯)								

燈区第 号	今治市桜井地先	C 今治市桜井漁港南防波堤付根	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	今治市桜井地区	別記1及び 2のとおり
燈区第 24 号	今治市桜井地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市桜井河口港右岸突堤東端 ア Aから159度30分332メートルの点 イ アからニン磯北端見通し78メートルの点 ウ Aからニン磯北端見通し75メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	今治市桜井地区	別記1及び 2のとおり
燈区第 25 号	越智郡上島町魚島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町魚島俵崎北西端 B 越智郡上島町魚島小崎鼻北東端 ア Aから10度700メートルの点 イ Bから49度950メートルの点 ウ イから10度1,000メートルの点 エ Aから10度1,700メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	越智郡上島町魚島	別記1及び 2のとおり
燈区第 26 号	越智郡上島町高井神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町高井神島宮ノ越鼻北端 B 越智郡上島町高井神島漁港東防波堤東側屈曲点 ア Aから73度1,020メートルの点 イ Bから88度820メートルの点 ウ イから90度1,350メートルの点 エ Aから90度1,350メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	越智郡上島町魚島	別記1、2及 び3のとおり
燈区第 27 号	越智郡上島町高井神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町高井神島三角落(くずれ)東端 ア Aから55度630メートルの点 イ Aから83度1,520メートルの点 ウ イから10度270メートルの点 エ Aから10度270メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	越智郡上島町魚島	別記1、2及 び3のとおり
燈区第 28 号	越智郡上島町豊島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	越智郡上島町弓削	別記1及び 2のとおり

29	越智郡上島町百貫島地先	越智郡上島町百貫島小島ノ鼻北東端 点 ア Aから291度960メートルの点 イ Aから312度1,670メートルの点 ウ Aから24度2,200メートルの点 エ Aから72度1,620メートルの点 オ Aから76度840メートルの点 カ Aから47度880メートルの点 キ Aから295度430メートルの点 ク Aから314.5度720メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	越智郡上島町弓削	別記1、2及 び3のとおり
30	越智郡上島町弓削島大谷地先	越智郡上島町百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線と同海岸線から1,000メートルの線によって囲まれた区域。ただし、アイ、ウエの2直線と百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線アウ及び同海岸線から1,000メートルの線イエによって囲まれた区域を除く。 基点 A 越智郡上島町百貫島西端 点 ア Aから305度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線との交点 イ Aから305度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から1,000メートルの線との交点 ウ Aから271度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線との交点 エ Aから287度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から1,000メートルの線との交点 アイ、イウ、ウエ、エウ、クキ、キカ、カオ及びオアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町弓削島馬立東鼻北東端 B 越智郡上島町弓削島大岳ノ鼻東端 C 越智郡上島町弓削島大谷鼻東端 D 越智郡上島町弓削島狩尾防波堤先端	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	越智郡上島町弓削	別記1、2及 び3のとおり

燈区第 31 号	越智郡上島町弓削島久司浦地先	<p>点 ア Aから106.5度630メートルの点 イ Bから86.5度(岡山県六島南端見通し)600メートルの点 ウ Cから124度(香川県田上島高頂見通し)650メートルの点 エ Dから170度1,460メートルの点 オ Aから84度1,010メートルの点 カ Bから86.5度(岡山県六島南端見通し)1,200メートルの点 キ Cから124度(香川県田上島高頂見通し)1,200メートルの点 ク Dから160度1,870メートルの点</p> <p>Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町弓削島鯨漁港西防波堤付根 B 越智郡上島町弓削島沢津突堤付根 点 ア Aから広島県因島地藏鼻(御ヶ崎)見通し260メートルの点 イ Bから広島県因島地藏鼻(御ヶ崎)見通し260メートルの点</p>	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	越智郡上島町弓削	別記1及び 2のとおり
燈区第 32 号	越智郡上島町弓削島引野地先	<p>Dイ、イア、アA、AB及びBCの5直線とCD間の最大低潮時海岸線とによって 囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町弓削島大櫛田護岸北西角 B 越智郡上島町弓削島今出突堤付根 C 越智郡上島町弓削島引野突堤付根 D 越智郡上島町弓削島伊勢ヶ鼻先端 点 ア Aから広島県因島宇崎見通し200メートルの点 イ Dから広島県因島鯉ノ鼻見通し50メートルの点</p>	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	越智郡上島町弓削	別記1及び 2のとおり
燈区第 33 号	越智郡上島町生名持田地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町生名大串鼻西端 B 越智郡上島町生名恵生前護岸北角から護岸沿い南へ120メートルの標識 C 越智郡上島町生名恵生前護岸南角から護岸沿い北へ40メートルの標識 D 越智郡上島町生名早の鼻北西端 点 ア Bから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸北角見通し80メートルの点</p>	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	越智郡上島町生名	別記2のと おり

34	越智郡上島町名持田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町生名大串鼻西端 B 越智郡上島町生名恵生前護岸南角から護岸沿い北へ40メートルの標識 C 越智郡上島町生名後新開護岸北角 D 越智郡上島町生名汐早の鼻北西端 ア Bから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸北角から護岸沿い南へ150メートル見通し142メートルの点 イ Bから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸北角から護岸沿い南へ150メートル見通し線とAからDを結んだ直線との交点 ウ Cから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸南角見通し線とAからDを結んだ直線との交点 エ Cから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸南角見通し220メートルの点	第1種区画漁業 (ひじき・わかめ養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	越智郡上島町生名	別記2のとおり
35	越智郡上島町岩城長江井ノ浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町岩城長江4973-2番地前護岸排水口 B 越智郡上島町岩城長江川河口南角 ア Aから越智郡上島町生名小島見通し90メートルの点 イ Aから越智郡上島町生名小島見通し200メートルの点 ウ Bから越智郡上島町生名大島見通し150メートルの点 エ Bから越智郡上島町生名大島見通し60メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	越智郡上島町岩城	別記2のとおり
36	越智郡上島町岩城雁浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町岩城先田名後の標識 B 越智郡上島町岩城215-1番地の水路口	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	越智郡上島町岩城	別記2のとおり

燈区第 37 号	越智郡上島町岩城赤穂根島	点 ア Aから越智郡上島町岩城赤穂根島法師先見通し200メートルの点 イ Bから越智郡上島町岩城赤穂根島三谷鼻見通し200メートルの点 ウ Bから越智郡上島町岩城赤穂根島三谷鼻見通し100メートルの点 エ Aから越智郡上島町岩城赤穂根島法師先見通し100メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 点 ア 北緯34度14分21秒、東経133度9分00秒の点 イ 北緯34度14分20秒、東経133度8分58秒の点 ウ 北緯34度14分05秒、東経133度9分00秒の点 エ 北緯34度14分06秒、東経133度9分02秒の点	第1種区画漁業 (ひじき・わかめ養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	越智郡上島町岩城	別記2のとおり
燈区第 38 号	今治市伯方町木浦瀬戸浜地先	点 ア Aから今治市伯方町木浦大角豆島南端 イ Aから今治市伯方町木浦首頭崎突端見通し900メートルの点 ウ Aから今治市伯方町木浦首頭崎突端見通し350メートルの点 エ Aから41度44メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市伯方町	別記2のとおり
燈区第 39 号	今治市伯方町木浦瀬戸浜地先	点 ア Aから60度620メートルの点 イ Aから74度470メートルの点 ウ Aから17度325メートルの点 エ Aから21度530メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市伯方町	別記2のとおり
燈区第 40 号	今治市伯方町北浦小田小坂地先	点 ア Aから273度680メートルの点 イ Aから今治市伯方町伊方前浜港築港突端見通し400メートルの点 ウ Aから273度1,120メートルの点 エ Aから281度740メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市伯方町	別記2のとおり
燈区第 41 号	今治市伯方	点 ア Aから今治市伯方町木浦東長崎北東端 イ Aから60度620メートルの点 ウ Aから17度325メートルの点 エ Aから21度530メートルの点	第1種区画漁業	9月1日から翌	団体漁業権	今治市伯方町	別記1及び

号	町伊方大長崎地先	基点	(わかめ養殖業)	4月30日まで		2のとおり
縫区第42号	今治市伯方町伊方大長崎北端 点 ア Aから127度420メートルの点 イ Aから148度400メートルの点 ウ Aから167度100メートルの点 エ Aから93度140メートルの点	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町伊方石風呂鼻防波堤西側付根 点 ア Aから今治市伯方町伊方鶴音鼻南端見通し50メートルの点 イ Aから178度210メートルの点 ウ Aから226度400メートルの点 エ Aから今治市伯方町伊方鶴音鼻南端見通し350メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまごろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権 今治市伯方町	別記2のとおり
縫区第43号	今治市伯方町有津梅地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町有津甲2358番地(伯方高校)西端角 点 ア Aから38度170メートルの点 イ Aから309度10メートルの点 ウ Aから309度210メートルの点 エ Aから347度270メートルの点	第1種区画漁業 (かき垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権 今治市伯方町	別記2のとおり
縫区第44号	今治市伯方町木浦大谷地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町木浦松ヶ鼻南端 点 ア Aから今治市伯方町木浦二ッ岩南端見通し400メートルの点 イ Aから52度440メートルの点 ウ Aから62度730メートルの点 エ Aから今治市伯方町木浦二ッ岩南端見通し700メートルの点	第1種区画漁業 (わかめ養殖業)	9月1日から翌4月30日まで	団体漁業権 今治市伯方町	別記1及び2のとおり
縫区第45号	今治市宮窪町四阪島明神島東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島明神島神鼻より南へ海岸沿い、190メートルの標識 B 今治市宮窪町四阪島明神島十文字鼻東端 点 ア Aから110度100メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌4月30日まで	団体漁業権 今治市宮窪町	別記1、2及び3のとおり

燈区第 46 号	今治市宮窪町四阪島美濃島東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島美濃島北端 点 B 今治市宮窪町四阪島美濃島東南部突端の標識 ア Aから126度380メートルの点 イ Aから126度580メートルの点 ウ Bから126度280メートルの点 エ Bから126度80メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記1、2及び 3のとおり
燈区第 47 号	今治市宮窪町四阪島鼠島西部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島鼠島西端の標識 点 B 今治市宮窪町四阪島鼠島南端の標識 ア Aから260度200メートルの点 イ Aから260度500メートルの点 ウ Bから260度650メートルの点 エ Bから260度350メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記1及び 2のとおり
燈区第 48 号	今治市宮窪町四阪島梶島東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島梶島東端の標識 点 B 今治市宮窪町四阪島梶島砂の鼻南端 ア Aから100度100メートルの点 イ Aから100度300メートルの点 ウ Bから110度420メートルの点 エ Bから118度230メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記1及び 2のとおり
燈区第 49 号	今治市宮窪町四阪島梶島西部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島梶島西端から海岸沿い南東へ100メートルの標識 点 B 今治市宮窪町四阪島梶島南端から海岸沿い北西へ200メートルの標識 ア Aから250度150メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記1及び 2のとおり

燈区第 50 号	今治市宮窪町余所国地先	イ Aから250度450メートルの点 ウ Bから250度450メートルの点 エ Bから250度150メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町早川早川ふ頭港用地北東角 点 ア Aから82度330メートルの点 イ Aから98度330メートルの点 ウ Aから94度560メートルの点 エ Aから84度560メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記2のとお り
燈区第 51 号	今治市宮窪町見近島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町見近島西北端の標識 点 ア Aから335度50メートルの点 イ Aから335度220メートルの点 ウ Aから310度230メートルの点 エ Aから270度100メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記2のとお り
燈区第 52 号	今治市宮窪町鶴島北東部地先	Bア、アイ及びイAの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町鶴島唐崎北端 点 B Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 ア Bから330度100メートルの点 イ Aから330度100メートルの点	第1種区画漁業 (わかめ養殖業)	9月1日から翌4月30日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記1及び 2のとお り
燈区第 53 号	今治市宮窪町鶴島東南部地先	Bイ、イア及びイAの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町鶴島妙道鼻防波堤東側付根 点 B 今治市宮窪町鶴島大もじの標識 ア Aから131度50メートルの点 イ Bから131度100メートルの点	第1種区画漁業 (わかめ養殖業)	9月1日から翌4月30日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記1及び 2のとお り
燈区第 54 号	今治市宮窪町戸代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪戸代鼻から海岸沿い西南へ750メートルの標識 点 B 今治市宮窪町宮窪戸代鼻から海岸沿い西南へ460メートルの標識	第1種区画漁業 (わかめ養殖業)	9月1日から翌4月30日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記1及び 2のとお り

燈区第 55 号	今治市宮窪町横島北部地先	点 ア Aから340度50メートルの点 イ Aから340度150メートルの点 ウ Bから340度150メートルの点 エ Bから340度50メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町横島丸もうじ鼻中央 B 今治市宮窪町横島大もうじ鼻北東端 点 ア Aから今治市宮窪町友浦黒鼻見通し60メートルの点 イ Aから今治市宮窪町友浦黒鼻見通し200メートルの点 ウ Bから今治市宮窪町友浦カマガキ島西端見通し200メートルの点 エ Bから今治市宮窪町友浦カマガキ島西端見通し60メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記1及び 2のとおり
燈区第 56 号	今治市宮窪町友浦地先	点 ア Aから139度700メートルの点 イ Aから139度900メートルの点 ウ Bから164度1,200メートルの点 エ Bから164度1,000メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦姉祖の鼻南端 B 今治市宮窪町友浦荒神川河口右岸 点 ア Aから139度700メートルの点 イ Aから139度900メートルの点 ウ Bから164度1,200メートルの点 エ Bから164度1,000メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 2月20日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記1及び 2のとおり
燈区第 57 号	今治市宮窪町九十九島北部地先	点 ア Aから今治市宮窪町九十九島西北端見通し300メートルの点 イ Aから今治市宮窪町九十九島西北端見通し450メートルの点 ウ Bから今治市宮窪町九十九島東端見通し650メートルの点 エ Bから今治市宮窪町九十九島東端見通し500メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦港西側防波堤基部から突端へ70メートルの標識 B 今治市宮窪町友浦小野鼻突端	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記2のと おり
燈区第 58 号	今治市宮窪町鶴島北東部地先	点 Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 基点 A 今治市宮窪町宮窪鶴島唐崎北端 B Aから海岸沿い西へ200メートルの標識	第1種区画漁業 (わかめ養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記1及び 2のとおり

燈区第 59 号	今治市宮窪町鶴島北部地先	点 ア Aから330度100メートルの点 イ Bから330度100メートルの点 ウ イから0度115メートルの点 エ Aから330度200メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪鶴島唐崎北端から海岸沿い西へ270メートルの標識 点 ア Aから0度130メートルの点 イ Aから0度240メートルの点 ウ イから270度120メートルの点 エ アから270度120メートルの点	第1種区画漁業 (かき垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記2のとお り
燈区第 60 号	今治市宮窪町友浦地先	点 ア Aから116度100メートルの点 イ Aから116度250メートルの点 ウ Bから116度150メートルの点 エ Bから116度300メートルの点 アイ、イエ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦小野鼻突端 B Aから海岸沿い北東へ350メートルの標識	第1種区画漁業 (わかめ養殖業)	9月1日から翌4月30日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記1及び 2のとお り
燈区第 61 号	今治市宮窪町宮窪地先	点 ア Aから176度5メートルの点 イ Aから176度70メートルの点 ウ Bから176度5メートルの点 エ Bから176度70メートルの点 アイ、イエ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪港東防波堤基部から西へ100メートルの標識 B 今治市宮窪町宮窪港東防波堤基部から西へ300メートルの標識	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記2のとお り
燈区第 62 号	今治市宮窪町友浦地先	点 ア Aから180度120メートルの点 アイ、イエ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦照崎突端から海岸沿い西へ200メートルの標識 B Aから海岸沿い西へ200メートルの標識	第1種区画漁業 (わかめ養殖業)	9月1日から翌4月30日まで	団体漁業権	今治市宮窪町	別記1及び 2のとお り

燈区第 63 号	今治市吉海町本庄地先	A B、Bア及びアの3直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町本庄と同市椋名との最大高潮時海岸線における境界 B 今治市吉海町本庄 220 番地前防波堤標識 ア Aから今治市吉海町本庄棚橋島頂見通し線とBから同市吉海町津島キクズシの鼻見通し線との交点	第1種区画漁業 (わかめ養殖業)	9月1日から翌 3月31日まで	団体漁業権	今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島	別記1、2及び3のとおり
燈区第 64 号	今治市吉海町仁江平草地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、クケ及びケアの9直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町仁江と同市宮窪町友浦との最大高潮時海岸線における境界 B 今治市吉海町仁江 1996 番地地先の標識 (通称トビガス) C 今治市吉海町仁江平草ダケノ鼻南東端 D 今治市吉海町仁江志津見上ノ鼻南東端 E 今治市吉海町志津見漁港西防波堤東側付根 ア Aから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島東端見通し200メートルの点 ウ Bから今治市比岐島東端見通し350メートルの点 エ Cから今治市比岐島東端見通し300メートルの点 オ Eから今治市比岐島東端見通し500メートルの点 カ Eから今治市比岐島東端見通し180メートルの点 キ Dから今治市小比岐島東端見通し150メートルの点 ク Dから今治市小比岐島東端見通し70メートルの点 ケ Cから今治市比岐島東端見通し50メートルの点	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燈区第 65 号	今治市吉海町沖浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町志津見漁港南防波堤西側付根 B 今治市吉海町名おそが崎南東端	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり

燈区第 66 号	今治市吉海町鴨磯地先	<p>C 今治市吉海町名垂水中磯から海岸線沿い北へ50メートルの標識</p> <p>点</p> <p>ア Aから今治市比岐島東端見通し50メートルの点</p> <p>イ Aから今治市比岐島東端見通し450メートルの点</p> <p>ウ Cから今治市比岐島東端見通し250メートルの点</p> <p>エ Cから今治市比岐島東端見通し50メートルの点</p> <p>オ Bから今治市比岐島東端見通し50メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 今治市吉海町シイガ鼻北端</p> <p>点</p> <p>ア Aから350度1,050メートルの点</p> <p>イ Aから350度520メートルの点</p> <p>ウ Aから33度570メートルの点</p> <p>エ Aから12度1,050メートルの点</p>	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	今治市吉海町津倉地 区	別記1及び 2のとおり
燈区第 67 号	今治市吉海町名江越地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 今治市吉海町名江越風無東の鼻南東端</p> <p>B 今治市吉海町名江越中央標識</p> <p>点</p> <p>ア Aから今治市比岐島西端見通し50メートルの点</p> <p>イ Aから今治市比岐島西端見通し250メートルの点</p> <p>ウ Bから今治市比岐島西端見通し270メートルの点</p> <p>エ Bから今治市比岐島西端見通し70メートルの点</p>	第1種区画漁業 (わかめ養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	今治市吉海町津倉地 区	別記1及び 2のとおり
燈区第 68 号	今治市上浦町井口三番浜地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 今治市上浦町三番浜南防波堤突端の標識</p> <p>B 今治市上浦町三番浜南防波堤北付根から防波堤沿い北へ80メートルの標識</p> <p>点</p> <p>ア Aから35度40メートルの点</p> <p>イ Bから60度50メートルの点</p> <p>ウ Bから60度200メートルの点</p> <p>エ Aから35度195メートルの点</p>	第1種区画漁業 (あわび垂下式・わかめ養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	今治市上浦町	別記2のと おり
燈区第 69 号	今治市上浦	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p>	第1種区画漁業	1月1日から12	団体漁業権	今治市上浦町	別記2のと

号	町井口三番 浜地先	基点	(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	月31日まで	団体漁業権	今治市上浦町	別記2のと おり
燧区第70号	今治市上浦町井口地先	基点 A 今治市上浦町三番浜南防波堤北付根から防波堤沿い北へ80メートルの標識 B 今治市上浦町井口 6691 番地3前護岸北角の標識 点 ア Aから60度50メートルの点 イ Bから95度55メートルの点 ウ Bから95度230メートルの点 エ Aから60度200メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町井口フィッシング・パーク大三島栈橋南側付根 B 今治市上浦町井口本川河口北側岸壁突端 点 ア Bから75度70メートルの点 イ Aから75度80メートルの点 ウ Aから75度180メートルの点 エ Bから75度170メートルの点	第1種区画漁業(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市上浦町	別記2のと おり
燧区第71号	今治市上浦町井口地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町フィッシング・パーク大三島栈橋北側付根から護岸沿い北へ20メートルの標識 B 今治市上浦町フィッシング・パーク大三島栈橋北側付根から護岸沿い北へ110メートルの標識 点 ア Aから55度60メートルの点 イ Bから55度70メートルの点 ウ Bから55度140メートルの点 エ Aから55度130メートルの点	第1種区画漁業(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市上浦町	別記2のと おり
燧区第72号	今治市上浦町井口地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町フィッシング・パーク大三島栈橋北側付根から護岸沿い北へ110メートルの標識 B 今治市上浦町フィッシング・パーク大三島栈橋北側付根から護岸沿い北へ170メートルの標識	第1種区画漁業(あわび垂下式・わかめ養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市上浦町	別記2のと おり

燈区第 73 号	今治市大三島町台地先	点 ア Aから55度70メートルの点 イ Bから55度80メートルの点 ウ Bから55度150メートルの点 エ Aから55度140メートルの点 Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町台小島西端 B 今治市大三島町総カロウト鼻北端 点 Aから今治市大三島町総大横島頂見通し600メートルの点 イ Bから今治市大三島町宮浦御串山山頂見通し650メートルの点 ウ Aから今治市大三島町野々江オガタ鼻見通し400メートルの点	第1種区画漁業 (かき垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市大三島町	別記2のとおり
燈区第 74 号	今治市大三島町台地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町台小島西端 点 Aから190度90メートルの点 イ Aから201度450メートルの点 ウ Aから190度820メートルの点 エ Aから181度30分810メートルの点 オ Aから152度110メートルの点	第1種区画漁業 (かき垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市大三島町	別記2のとおり
燈区第 75 号	今治市大三島町総地先	Aア、アイ、イC、Cウ、ウエ、エオ及びオBの7直線とAB間の最大高潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町野々江オガタ鼻北端 B 今治市大三島町総499番地地先護岸の標識 C 今治市大三島町総カロウト鼻北端 点 Aから今治市大三島町肥海石塔鼻見通し600メートルの点 イ Cから0度240メートルの点 ウ Cから今治市大三島町宮浦御串鼻見通し50メートルの点 エ Cから63度20分65メートルの点 オ Cから144度190メートルの点	第1種区画漁業 (かき垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市大三島町	別記2のとおり
燈区第 76 号	今治市大三島町台地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれ	第1種区画漁業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市大三島町	別記2のとおり

号	島町口総地先	た区域	(あわび垂下式・わかめ養殖業)	月31日まで			おり
燈区第77号	今治市大三島町口総地先	<p>た区域</p> <p>基点 A 今治市大三島町口総カロウト鼻北端</p> <p>B 今治市大三島町口総499番地地先護岸の標識</p> <p>点 Aから今治市大三島町宮浦御岸鼻見通し50メートルの点</p> <p>イ Aから63度20分65メートルの点</p> <p>ウ Aから144度190メートルの点</p> <p>A及びC,Dを結んだ直線とA,B及びC,D間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 今治市大三島町口総大横島5790番地地先西南端の鼻</p> <p>B 今治市大三島町口総大横島5799番地地先西北端の鼻</p> <p>C 今治市大三島町口総大横島5800番地地先西南端の鼻</p> <p>D 今治市大三島町口総大横島5848番地地先北端の鼻</p>	第1種区画漁業(かき垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市大三島町	別記2のとり
燈区第78号	今治市大三島町口総大横島地先	<p>Aア及びアBの2直線とA,B間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 今治市大三島町口総大横島5788番地地先鼻の北端</p> <p>B 今治市大三島町口総大横島6095番地地先鼻の北東端</p> <p>点 Aから同町口総大横島6089番地地先鼻の北端を見通した線とBから同町口総小横島6172番地地先鼻の東端を見通した線との交点</p>	第1種区画漁業(かき垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市大三島町	別記2のとり
燈区第79号	今治市関前岡村地先	<p>A,Bの直線と宮浦西A及び西B防波堤とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 今治市関前岡村宮浦西A防波堤北側突端</p> <p>B 今治市関前岡村宮浦西B防波堤南側突端</p>	第1種区画漁業(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市関前	別記2のとり
燈区第80号	今治市関前小大下地先	<p>Aから今治市波方町梶取鼻見通し線とBから今治市波方町馬刀潟東防波堤見通し線との間の最大高潮時海岸線から150メートル以内の区域</p> <p>基点 A 今治市関前小大下島西端の標識</p> <p>B 今治市関前小大下乙1351-6(小大下石灰所跡)前護岸西角</p>	第1種区画漁業(わかめ養殖業)	9月1日から翌4月30日まで	団体漁業権	今治市関前	別記1及び2のとり
燈区第81号	今治市関前	Aア、アイ及びイBの3直線とA,B間の最大高潮時海岸線から10メートルの線と	第1種区画漁業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	今治市関前	別記2のとり

号	岡村地先	によって囲まれた区域	(ひじき養殖業)	月 31 日まで	団体漁業権		おり
縫区第 82 号	今治市波方町小部地先	<p>によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 今治市関前岡村甲 3124 番地 21 の護岸の標識</p> <p>B 今治市関前岡村甲 2034 番地 2 地先護岸の標識</p> <p>点 A から広島県大崎上島戸野浜 (トノバス) 先端見通し 300 メートルの点</p> <p>イ B から広島県大崎上島戸野浜 (トノバス) 先端見通し 300 メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 今治市波方町小部小部漁港中央物揚場北西角</p> <p>B 今治市波方町小部小部漁港中央物揚場南西角</p> <p>C 今治市波方町小部小部漁港沖防波堤北東角から防波堤沿い南へ 50 メートルの標識</p> <p>D 今治市波方町小部小部漁港沖防波堤北東角から防波堤沿い南へ 434.6 メートルの標識</p> <p>点 A から C 見通し 170 メートルの点</p> <p>イ A から C 見通し 120.6 メートルの点</p> <p>ウ B から D 見通し 88.8 メートルの点</p> <p>エ B から D 見通し 119.3 メートルの点</p>	第 1 種 区画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	今治市波方町小部地区	別記 2 のとおり
縫区第 83 号	今治市波方町小部地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 今治市波方町小部小部漁港防潮堤北角</p> <p>B A から防波堤沿い南へ 160 メートルの標識</p> <p>C 今治市波方町小部小部漁港西防波堤南東角から防波堤沿い北へ 185 メートルの標識</p> <p>D 今治市波方町小部小部漁港西防波堤南東角から防波堤沿い北へ 30 メートルの標識</p> <p>点 A から C 見通し 218.9 メートルの点</p> <p>イ A から C 見通し 183.9 メートルの点</p> <p>ウ B から D 見通し 211.8 メートルの点</p> <p>エ B から D 見通し 246.8 メートルの点</p>	第 1 種 区画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	今治市波方町小部地区	別記 2 のとおり

別記

- 1 漁期終了後 15 日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。